

校正折たく柴の記  
上

121.49
A654o
S(t)

006352-001-9

121.49-A654oS(t)

折たく柴の記訂正版

鈴木 弘恭/校

和1冊

M26-27

ACK-0033



121.49 A6540 S(0)



新井筑後守源美公著

新井之室の記

鈴木弘恭大人校心



338131

荊州源美公像贊二則

誰道是白石。磷々不可磨。誰道是非白石。磊々不可轉。眉間火字耳上一毫。兩目流光礪礪。一機應變縱橫。不然轉客廳上。爭得使渠從容斂手不碎頭柱乎。而乃其人之言曰。日出之邦源大官。骨清氣豪身粗々。胸中壯略龍虎秘。筆下文章星斗蟠。可謂國家之爪牙萬里折衝之臣矣。

腰下秋水端從

上賜身上水干。攝蘇所贈。踞乎皋比之上。傲睨日月之表。口津々腹便々。天下樞機參乎其間。推誠及物拯濟萬人。神化丹青渾成儀表。將歷百世而真宰儼然不可奪者歟。

癸巳正月通家弟高岱拜題





古今の世の中に入新井公  
先主の御子の御孫は  
あはれの御孫はあはれ  
おいらから教育の政  
おいらから文化の  
おいらからその力  
おいらから徳川

の電遇ふらしくも司めあはせしむ政  
務の振機よあはらると交士よりあはら  
遂に幕府の旗下より列り後五位下  
筑後守より叙任せしむるありし  
例の如き母ありしころも有偉  
業よりあはせしむる時事に  
よるる奏議の類は箱譜米覧等

乃ちもあはせしむる経済有用  
の著あはせしむる私に述べし流  
東雅軍器考は類もよるる後進  
の裨益なるものなり又もあはせしむる  
む文よりあはせしむるは作を  
せしむる今も國文のむ人の  
業よりあはせしむるは

木喜高きまらねつら昔とれば  
裂くとも所流のまゝ元禄寶永  
のころの世のまらねつら實直  
誠実をまらねつら及ん  
やうのまらねつら有司のまら  
たまの優柔不斷のまらねつら  
こたもあつらまらねつら先生の剛毅直

言も折まのまらねつら衆議の協のまらねつら  
あつらまらねつら鬼と争ひのまらねつら  
わつらあつらまらねつら先生の氣質を  
おつら大夫のまらねつら封侯の栄え  
まらねつら井のまらねつら死の簡経のまらねつら  
つらまらねつらまらねつらまらねつら  
わつらまらねつらまらねつら今は

Handwritten text in a cursive script, likely representing a list or a series of entries. The text is written vertically within a rectangular border.

Handwritten text in a cursive script, likely representing a list or a series of entries. The text is written vertically within a rectangular border.

に中々なることありては、  
さうぞうとて、  
本も、  
か、  
た、  
た、

に、  
六年六月の、  
次、  
一

義象書  
義象



折たく柴の記

むかへ人はいふべき事あればうちひて、その餘はみだりにものいはず。云べき事をいかにもことば多からず、其義を盡したりけり。我父母にてありし人々もかくぞおけしける。父にておはせし人の、その年七十五になり給ひし時に、傷寒をうれひて事まれ給ひんとするに、醫の来りて獨參湯をなむすむべしといふ也。よのつねに人にいましめ給ひしは、ごしわかき人は、いかにもありせん。よはひかたぶきし身の、いのちの限りある事をもしらず、藥のためにいさぐさしきまきしを、終りぬるはわろし、あひかきへて心せよとのたまひしかば、此事いかにやあらむと、いふ人ありしほど、疾病の急なるが、見まゐらすも心ぐさしといふ程に、生姜の汁にあはせせず、めしに、それよりいさ出給ひて、つひに其病愈給ひたりけり。後に母にてありし人の、いかに此程は、人にをむきふし給ふのみならず、また物のたまふ事もかりしと、問ひ申されしに、され

ば頭のいたむごとく殊に甚しく我いまだ人にくごとくげたる色みせし事  
なかりしに日頃にかはれる事もありなむにハ志めらるべからず。又世の  
人熱におかされてこそばのあやまち多かるを見るにも志めらるいふ事  
なかりむにはと思ひしかばさてこそありつれと答給ひき。これらの事  
にてもふのつねの事ども思ひはめらるごとく。かくおはせしかばあはれ問  
まぬらせばやと思ふ事もいひ出がたくしやうちすする程にうせ給ひ  
しかばさてやみぬる事のみぞ多かる。よのつねの事共はさてもやある  
べき。おやおほちの御事詳ならざりし事こそくやしかれど。今はとふべ  
き人とてもなき。此事のくやしかに我子どももまた我こそくの事あり  
なん事を忘りぬ。今はいとよある身となりぬ。心に思ひ出るをうくす  
ぎに事どもそこはかとなきとてあまきぬ。外ざまの人の見よべきも  
のにもあらねば。ことばのつたなきをも事のわづらはしきをもえらぶ  
べし。やはそれが中。前代の御事におよびし事共はいとものごとくけれど。

世にふくしれる人もなきはおのづから傳ふる人のをわらんも、説か  
らま。我子らま子の後までも是等の事ども見んものは、おやおほちの  
身をおらせし事もやすむらす。おやはやありしもの、前代の御事をう  
けし事は世の常ならざりし事をも、おのひし事も有る人には、忠と孝  
との道にも違はざる事もありなま。と、六十の老翁散位源君美丙申の  
十月四日に筆を起し。

折たく柴の記上

父にておけせし人は、四歳にして母におくれ、九歳に

ひしめば、父母の御事詳なる事は知らぬ也と仰られき。我祖父をば勅解

由殿と申し、祖母にておけせし御事は、染屋の何某の女なり。ふたりをか

ら常陸國下妻庄にてうせ給ひぬ。新井といふは、もと上野國の源氏にて、

染屋は、もと相模國の藤氏なるに、いめたる故によりてか、常陸國には移

り給ひぬらむ。其由をいひも傳ふる人あれど、まぎしく父の仰られざり

し事ども、うけられぬ事。父の仰せしは、我父はいめたる故によりてか、

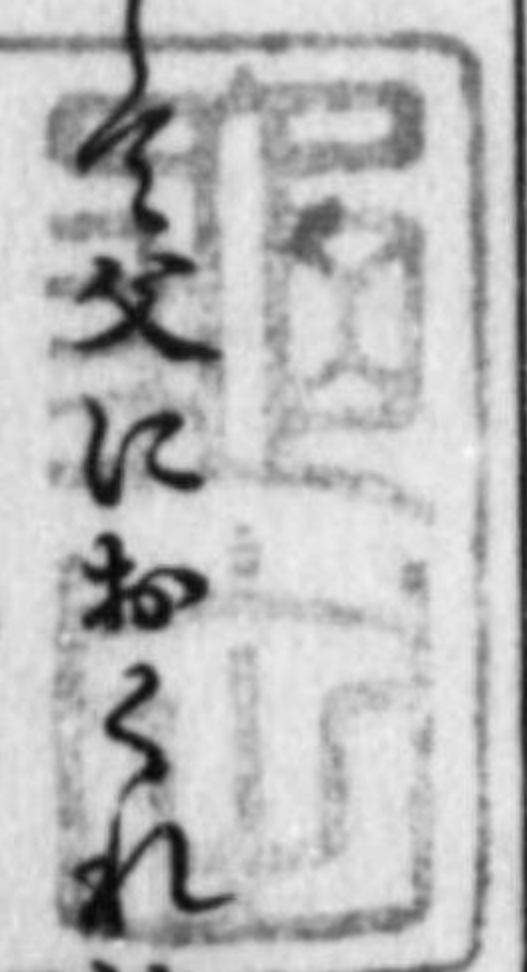
所領の地うしをひて、其領せし地に、引こもりておはせしといひしが、眼

大に鬚多くしを、おとろしげなるが死し給ふ比は、まだ白髪にはおは

せざりしと覺えたりき。つねに物めしけるに、箸筒の黒くぬりしに、かき

つばたの詩繪をゑたりしより、箸とりいづく、物めしを、めし終りぬれば、

箸ををさめて、わたはらにさし、おき給ひしを、我をはぐ、みそたてし老



婢のありしにさふに、すぎに比の戦ひによき首とりて、大将の陣に参り給ひしに、戦つかれたらむ、これ給れとて、めしける膳をおし出して、その箸共に給ふ。此事時の名譽なり。かば、今も身をはさし給はぬなりといひき。それもいとけなき時に聞けし事にて、いづれの時にかなる所の戦にて、大将は誰とかいひぬらん、さだめならず。たゞ一事、今もおもひ出たる事には、同じよはひの友とあそびし時に、人をあそぶる事いふ人かすといひしを聞給ひて、男子の侮をうくるに恥辱之、今のことばは戯なりといへども、みづから其侮をうくるに似たり、志のべからずとのたまひたりき。かくてうせ給ひし後に、兄よてありし人々のはめらひにて、ある人のもとにやしをけれぬ。その我をやしをひし人、我父のときにはあらで、いかも家富みて、めしつかふ人も多くて、弓鐵砲長槍なども多くたくはへ置たり。我をいつくしむ事浅からず。十三歳の時に至て、我もだちといひあらそふ事のありしふ、おのが家の子とをりし

訂正  
こふてハ、こ  
ひて、あひて  
ハ、あひてと  
いふべき言  
之當時の文  
よりかやう

ことらぬもの、何事をわきまふべきとらふ心得ぬ事に思ひたれど、人にさふべきよしをければ、かの我をいだしをだてし老婢のものとにゆきて、其事をさふに、それらの事ども心にかけ給ふべからずといふ。いよゝゝ覺束をくるりて、頻りにさふほどに、涙を流してなくゝ父上の御事も、今の親とたのみ給ひし人々のとき、むかしを志のび参らせしけれ、いづかに身をも終り給ひたるをれ。今、家もさみさかえし人の、いかある人の子を子とせむも心のまゝたるべし。それに御身とを養ひ参らせし、まことの子よりなほいとほしきみふかきも、主の御子とありふによれる。あひかまへて孝行の御ことろ、さうぞ浅からまじといふ。此事を聞くなり、兄にておはせし人々、恨深くなりて、手習ふとそつねにゆきかよひし師の坊にこふて、青銅百疋をかり得て、小袖袴やうの物ども、柿鉞につゝ、みそ刀ふわけ、青銅をば腰に纏ひて立出たり。道のほど二三里もゆきゝゝ覺えしほどに、水戸より江戸にゆく脚力二人にゆきあふて、江戸

の誤格ハ多  
クありク志  
ク云はんも  
煩しけれバ  
以下誤格の  
所ハ右傍  
ニ一の印を  
付てこれを  
為めず

にゆくべき道とひふをささるもの、たゞひとりゆめむには、盜賊の  
おそれありぬべし。我々に志たがひて来れりといふ。さもありぬと思  
ひて、うちつれてゆく、いづれの所、いぬる人の子、江戸に、いぬ、いぬを  
る人の許にゆくらむと問に、は、いぬのほど、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、  
かれらをかきけありて、つかれぬれば馬にのせを、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、  
みつ、みつ、みつ、みつ、みつ、みつ、みつ、みつ、みつ、みつ、みつ、みつ、  
て、江戸につれ来りて、どかくは、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、  
出来たりき。かくて父にておはせし人のうせ給ひ、廿五年にあたれ、  
年にむを、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、  
に、三人までおはせし兄は、皆々うせ給ひ、あねにてありし人のみ、ひとり  
を、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、  
事をふかく歎て、年毎に江戸ふ来りて、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、  
り、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、

とらむをささるもの

ぞかし。これもいづくほどをうて、うせ給ひ、いぬ、いぬ、いぬ、  
ふ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、  
慶長九年甲辰三月三日にて、祖父ハ慶長十四年己酉八月廿七日にうせ  
給ひ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、  
の國をさり給ひ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、  
比ほ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、  
ておはせし人に、告やりぬれば、来り對して、日を終るまでおはしたりき、  
その人年毎に来り、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、  
おはすこと聞えしが、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、  
事も、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、  
いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、  
いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、  
三十餘年の後には、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、いぬ、  
我父のわかくおはせしほどハ、戦國の時をさる事遠からず、世の人遊俠  
を事とし、氣節を尚ぶならは、今の時には異なる事ども多く聞えた  
りけり。我父にておはせし人も、東走西奔その蹤跡さだまれる事もなく  
して、年を経給ひ、うちに、三十一歳の時に、民部少輔源直土の家に

訂正  
給ひたりハ、  
給ひたりと  
いふべき格  
心、

仕られし初に、走の侍の當時ハ歩行侍と夜討したりと聞えしもの三人ありて、めしとらへつゝ門のやぐらの上におしこめしを我父一人にあづけらる。此しを承りて、彼輩を某にあづけられ候はむにハ、さだめて刀脇ぎしをば、とられずこそ候はんづれと申さる。申すところ聞し召れぬとて、かれらが刀脇ぎしをば、我父にて候ひし人に給ふたりけし、それをもちたせて、やぐらの上ののぼりて、三人のものに返しあたへて、わぬしらにげてゆかむと思はる。我くびまりてゆけ、我一人、わぬしら三人に敵すべし、あもあらず、さらば、みづめらの刀脇ぎし、不用のものなりとて、三尺手拭にて、つかね結びてをびすて、われらと同トく起臥し、ものうち食て、日十日ばかりが後に、かれらが夜討せしと聞えしは、あらぬ事たるよし、さだまりしかど、かゝるものめしつかふべきにあらざるとて、戸部の家をば出されたり。其時に及びて、彼等我父にゆひし、我等いかにゆひがひなきものぞと思ひ給ひぬれば、たゞ一人にめしあづけられたりけむ。

思ひしらせ察らせんものぞと思ひしものぞ、わぬしが刀脇ぎしをたふ帯せずし、あるを殺したらむにハ、はたしといひがひなきと思ひ給はん事のくやしければ、此まゝに死をむは力を、幸に命いきたらましかば、其時にこそ恨をば報いむずるやうありと思ひしに、わぬしがたまけによりて、刀脇ぎし取はるされずし、ふたぐび武士の中にたちまじるべき身ともなりぬ。此なきけあするべからずと思へば、今ハ恨もはれし心地すしといひてわかれしと語り給ひき。其後いくほどなくして、擢で用られ給ひしかば、つひに戸部の家にとまじりつかへ給ひたりき。戸部の家にし、後には司密の事を命せられたりき。當時目付の職といふ我物の心をわきまへしより、此かたの事ハ覺えしに、日々の事唯同トさまにし、露たがふ所おはせざるけり。寅の時ばかりにハ、必ず起出給ひて、水をもて身をあらひすくぎて、みづから髪とりあげ給ひし、わぬは、夜さむま比ハ、母にておはせし人の湯をまわらすべきとのたまひしを、めしつうよも

のども、わづらはす事ゆめく、志かろべからずと、制しとせめらる。七十に餘り給ひしほど、母にておはせし人の、我も齡のかたぶきぬれば、夜さむに堪はずとて、圍爐裏に火をうづみて、それに足さしてふし給ひて、鑪子に湯をいれて、火のほとりにこし置て、父の起出給ふ時に、其湯をまわらせられたりき。ふたり共に、佛の道をたふとみ給ひしが、父にておはせし人の髪そりあげけく、衣裳あらためて、佛を禮し給ふ事、曉毎におこたり給はず。父母の忌日に、手づから飯を炊きてすめらる。下部等小命せられし事あらず、夜いまだ明ざるほど、坐してあしたをまちて、夜明はて、出仕したまふ。父のおはせし所の南にありて、出仕し給ふべき門ハ北にありし、朝に東より、夕には西より道し給ふ、雪踏とて、皮を底にしたるものをめいて、いかにも足おとの高らかに聞ゆるやう、小すぎゆき給ひし、我父の来り給ふは、みな人の聞知りしほどに、をさたまき子も、その啼をせめたりき。戸部ハ、年毎の八月には、知り給ひし

所の、上徳國望院郡小あるにゆきて、その十二月の半に、歸り給ひき。その歸り給ひし後には、かならず父にておはせし人を召出し給ひ、人をどほざけて留守の事を問ひ給ふに、年毎に申すべき事もなく候ひきとのみ答申さる。かくて年経し、のちに、我家小しきなりといへども、留守にさふらふものども、其數なきに、もあらず。多くの年経るうち、いかに事なきてはあるべき。それに年ごとに、申すべき事も候はずといふ事、心得られずとのたまひしに、大事をばすみや、小注進し、小事をば留守の事奉れる人々と議定して、事決し候ひぬれば、其餘某が申聞べき事は、いまだ候はずと答申さる。そのうち上徳國より歸りたまひしとき、小かならず召出し給ひ、おしらにおはせしほどの事など物語し給ひて、時移りし後、いこま給りて志かろべき出づ、留守の事とひ給ふ事おはせざりきとのたまひき。

正保二年の秋、戸部駿河府城の番うけ給りたまひたりし、我父にてお

はせし人は上總國の事沙汰のために、こにありひきて、供には侍ら  
 ひ給はず。明る春に至て、いそぎ参るべき由のたまひつかはされしかば、  
 上總國より駿河に参り給ふ。其比はひ違は、府城の陣屋をもも、四面みま  
 く、竹垣ゆひ廻せしまゝなりしあは、わか侍ども、夜毎に垣をこえて出  
 あそぶもの多くして、供にさあらひ旧臣光重おとをとも制止すべきやうなし  
 と申されければ、めつるなりとのたまひたりける。かくる時に、一人も  
 つみに行はれむもの、出来なんは、世の聞え志かきべうらさず、まきま  
 うありと思ひしかば、やぶて陣屋のほごり打めぐり見て、志かるべき所  
 々に番兵置て、守らすべき小屋四つ五つ造り出して、足輕の兵二人づ  
 をりて、そこを守らせて、夜毎に日暮ぬれば、夜明るまぎみづから巡視し  
 て、守り怠らざるものをばすくめ、懈るものをばいまいめ、交代の時至  
 るまでひと夜もうちふす事なくしてありしほどに、おのづから夜を犯  
 して出あそぶもの、なくして、事終りにま、このたまひたりき。

訂正  
 申志ハ八原  
 本々皆申せ  
 しとあれど  
 語格違下り  
 は佐行四段  
 格まで申志  
 といふ格  
 されハ今巻

正保四年六月、戸部、日光山の火之番といふ事をうけ給りたまひて、か  
 こにこゝまり守る事百目づおはしき。その六年、また大坂の城の番を  
 うけ給り給ひたりける。大坂加番衆此時もまた我父にておはせし人を  
 召供せらる此所をたち給ひしよりかの所々におはせしほど、つひに夜々  
 うちあす事をくして、道のほどは馬上にて假寝し、かこに至りつきて  
 ハ、ひるのほど出仕の時いともある時に坐睡のみくありしよるひる  
 となくうちあす事なければ、久くしては、後日にとり目といふもの、如  
 くにならるなり。大坂より歸りし時、小日くるとほどに、三島の驛に至りし  
 小家毎にとぼしあきける燈の見えわかずありしとて、わらひたまひた  
 りき。それらの時にハ、いかぞかくおはしけるぞと、後に問ひ申志しに、さ  
 れば其故ありし事也。何某といひし譜代の若侍の重き罪を犯しけるあ  
 事あらわれるまぬあるまじと思ひて、うらみあるをむくひし事、の如  
 くゆてなすく、をささきものをまきうころし、にげうせたり。戸部とに



よくみ給ひて、さぞかゝりてあられども見えず。それが母の年老たるを、めしとらんたらむには、出来らむとて、その母をさらへ置れり。おど出来らず。月をかきぬしほどにその母獄中に死にたり。かのにげうせいの、此恨を報いませぬとて、僧といふものふりて、戸部をぬらひまゐらすといふ事を、ひそかに我よつげ知らせしものあり。聞し事の如くならむには、ゆるる旅行の時をこそ、うかひまゐらすべけれど思ひしかば、おぼとそく夜毎番の兵をわち置き、みづより巡視する事、駿河にての事、の如くしてありし也。人々はありし時の例、比如何くするを、とのみ思ひしを、う、どのたまひたりき。

我父致仕乃後事にふれてのたまひし、少ハ、蘆澤といひしものは、をさなき時に父におくれしを、乃父の遺領給ふ、近くめしつめはれに、それより廿歳ばかりに及び比に、我を召す事ありて、参りしに、戸部は物に腰かけて、打刀を横たへておはし、を、その氣色常にかはりぬと

思ひしに、近くまゐれどありしかば、腰刀をとりて参らむとせしに、そのまゝにて参れとありしふりて、近く参りしに、たゞ今蘆澤を召出し、手づから誅すべし、それにはさふらふべしとのたまひ出したり。答へ申事もなくてありしに、や、ありていらへ申す事もなきハ、思ふ所やあると仰られしほどに、さん候かれづねぐ、申候ひし、い、い、けなき時に父におくれし身の、莫太乃主恩に、より、かくまごは生長しぬ、此恩に報いませぬ事、よのつねに人々乃如くして、ハ、かきふべからずと申す。天性不敵なるもの、おちも年をほわくして、を、このふるまひも多く候へば、い、かある奇怪をか仕出し候ひぬらむ、但しわか候時に、かれらおごそくなるもの、おあらずしては、年たけ候ひし、後に、もの、用に、ハ、たぬもの、多く候敷、これらの事を存めぐら、候につきて、御答は遅く候ひしハ、恐れ思ふ所に候と申す。ま、このたまひ出す事もなく、我もまた申す事もなく、し、さ、あら、よ、ほどに、や、あつて、面、お、蚊の集りぬらに、逐ふ

べーとのたまひーはごに、顔を動かさなければ、血に飽て、胡顔子のよとくに  
 なりし蚊は、六つ七つはらくと、地に墜し、懐の紙をとり出し、つ、  
 みて袖に、てさあらし、まごや、ありて、罷歸りて、休み候へ、どのたまひ  
 しかば、退出す。かの男は、常小酒をこのみて、酔みだれぬ事ども有しか  
 ば、關といひー人の、それに志たし、ありて、をわたらひて、二人して、まづ酒  
 を断めて、常にいさめし事どもあたらず、かくて、年経のちよつ  
 ひに父の職をも仰蒙りたまき。今ハ、戸部もらせ給ひぬれど、はしめ我申  
 引し、ばのむなからざうやうに、つかへ、まゐらせよと思ふなり、この  
 たまひたりき。これは、か乃人久くして、まづ、酩酊の事ありて、お故なり。  
 戸部此家に加藤といひー人あり、我は、たちばうり乃時、六十にハ、あまう  
 もやせむと見えし人を、その祖父ハ、安房の里見此侍大将あて、上總國  
 佐貫といふ所の城を守りしといふ。加藤伊賀守といひーと  
いふ、名ハ、まゐるざりきそれが家に、  
 蛇太刀、猿引といふ、二つ此寶刀あり、蛇太刀をば、我も見たりき、細き身の、

三尺ばかりあてしをりける。猿引といふも、猿引のりち、力をこひ受し  
 といふなる。我見ざりしといふ、加藤が十六の時に、みづからその若黨此  
 侍をきりし事あり、繪をきりて、あてしをきりしよ、青磁の鉢をかけて、筋か  
 ひふきりわてしといふ事を、皆人語りたまき。我父の致仕し給ひし、のち  
 に、その刀此事いひ出したりしに、こふありあふ人もあければ、いふな  
 り、すべて人乃いふ事、あてあうくべきにもあらず、その鉢をかけて  
 きりしは、汝がをきりし時に、あてし刀たる。その時に、加藤が居  
 たりし、長屋ハ、我住所の隣りありしに、加藤ハ、二階の上ありて、主従  
 いひあらし、お聲の高くて、けしからぬ事と思ひしに、加藤その階子をは  
 かり下る音の聞えしうば、すハ、事出来ぬと思ひて、刀を取てはせゆきし  
 に、加藤すでに、一刀きりし、おほそ、うでにて、きれずやありけむ。彼従者、庖  
 丁を取て、たちむろんとせし、ところを、我刀をぬき、あからきりたるし  
 に、其肩さきより、筋かひに、前よありし、鉢をかけて、まろはるし、ぬや、かて

とゞめをさし給へといひて、我刀の血おし拭ひ鞘にさしてはせ歸りし  
 あとに人々も来り集りしが、つひにかの猿引此刀の名譽ともなりしを  
 り。我刀のものは、上野國此人にて、後藤といひしもの、刀なり。其兄にて  
 ありしもの、此刀をもて、ばらひぎりにしたるに、敵れわうべを横さま  
 より二つになしける。そのかうべ此骨をば、おさまき時よめてあをびの  
 のふせと、彼れ後藤がひしをさして、請ひ求る事年経し、のちに我れ  
 得させしところなり。あひかまへて身をはるさそ取傳へしと仰らまき。  
 それ刀ハ、すぢはち細太刀にわざりし、獅子まゆみの是なるを、まゝ國清  
 が造りし、まゝはの腰刀は、甲斐乃武田の家にて、岡部丹波守と聞えし人  
 の孫にてありし人乃物也。岡部御所といひし、其嫡流の家ありその人ハ、戸部此  
 父もておつしませし忠直の後弟にて、越前國におはせしを、望申て御家  
 人ともなまばやしそ、まゝまき時によびむあへられしに、程なく忠直う  
 せ給ひしゆ、つひに戸部の家にて終られたるもき。その人ハ十三乃時、秋

の比にもずとりふ鳥をぞらむとて、十六もまき童一人ぐし野に出  
 小、手負ひし野猪乃、たちまちに出来るを見て、従者は主をすく、かゝハ  
 らの松乃樹に攀のぼり、十三なりし主ハ、其樹をうしちにあてて待つ、は  
 しむうひてかけむとする。所腰刀をぬきてまりしを、むうふさまに其  
 鏝を口にくはへて、かけたふさんどす。大さなる樹におしつけたまき、た  
 やすくいたふされず、ひしおしにあすほどに、そのくはへたりし鏝の白  
 銀ありしを、一寸ほど喰のぼりて、刀れ鏝しにてみづから鼻づらより、  
 かうべの半までおしわりて、野猪いたされ死にたす。すべて此人はさる  
 りの、孫なりしう、いしけなうりし時よりかゝる事の多かりき。我父  
 ぼておはせし人、其刀をりしとあ得て、我にハ譲り給ひし所なり。又のたま  
 ひは、人にむかひてみづのら帯するもの、利刀たるよりを語る事あ  
 るべからず。我わたりし時に、ある人れみづのらの刀乃、まきものある  
 由をいひしを聞て、あはれ傍若無人の事をいふも、れを誰うハものき

れぬ刀を帯する事のあるべき。いざさらばまゝにうまれざるの試みよ  
といひて、刀をぬきたりしを、あるあふりのどもあしめて、ようやく  
に事をたゞらげし事ありき。むかひ人は、かくこをありけれ、と仰らま  
たりき。

朝比奈といひし老人の、常れことばに、神佛に誓ひて物いふありけり。父  
にておひしす人仰られしは、よのつねに、いつはり多き人は、其言葉  
を信にせんとして、神佛に誓ひていふ事あり。此人ハ常の行ひにいつり  
ある人にはあらねど、天性かろくしき人のことばに、つゝみまゝに  
神佛小誓ひて物いふ事の、くせになりたるあり。汝等もよく心すべき事  
あり、といひしめ給ひき。

父にておはせし人ハ友よ、関といひし人ハ、年は五つも六つもすくなの  
りしと聞えしが、その七十に餘りぬる比より、物いふ事も、行ふ事も  
老せられしとみえし事多かりけるを見給ひて、おろそは、人の氣力ハ齡

と共に衰へぬるものなれば、老すべき期至りぬれば、いづれにつゝみ思  
ふ心ありとも、老せざる事を得べからず。さればわがざかる時より、  
その心得しむには、たとひ老期に至りぬるとも、うち見る人のあま  
しと思ふほどの事ハ、あるまじきものあや、老する人乃老せしと見ゆ  
る事は、いふまじき事をもいひ、なすまじき事をもなす、これをすぶるに  
たよよく物をわすれぬるによるなり。わくきも老たるも、その行ひハ恒  
ありて、凡の事ども事すくなきには、志のす事多ければ、或ハある、或はや  
む事あるも、おのづから恒ありかど。されば我わかくりしを、常よな  
し行ふ事ども事多からずし、そのある行ふ事どもちあらぬ及ばむ限  
りは、みづから事をとりて、めしつかふりのごもにうち任せし事もあら  
ず。つねの調度をも、置くべき所をさだめて、かゝこをこゝにうつし置  
事あらねば、夜ふけ燈消し時といへども、たぐねりしむる事なくし、こ  
れを得つ。たとへば目の見、耳ハ聞き、手乃取り、足のゆく事の、我思ふ所に

應じぬるが如くなるは、その事と物とことごとく皆我と共に常に習ひ  
 熟しぬるが故なまじくし。又老たる人には、ふるき事どもたづねどおに、其  
 益ある事もあるなり。をきたるき時に習ひし事の年たけぬれど忘れがた  
 き事の如くに、わめくマシ時此事ハ、年おいぬれど猶心にこもりぬる事  
 もあれば、それらの事ハ、とふ人あらむ時にこたくもせんハ、あーからず。  
 世世中の新しきめづらしき事どもハ、耳もハきくぬとも、口よりは出ま  
 べあらず。まづては、ドめを聞きし人の名をどは、わすることもあり。其事あ  
 まし地の名、又ハ月日などは、すこしく程をくだてぬ。バ、わする事も  
 あることなれど、若き人のわすまじハ、たゞその時ハあつてわすれしと  
 のみきく人も思ふなり。年老ぬるが、さごうならぬ事ども、いふをば、老し  
 にけりところを思ふも、いふなれ。人の年老ぬるに随ひて、よろづ此事につま  
 て、わかごのりたるマシ時よりハ、そのつゝみなほ重かるべきことあり。此  
 人ハ天性正直なる。ところのありて、才略もよのつねならぬ所ハ、いけ

れど、わかくりし時より、物りひもな一行ふ事も、我思ふ所にのみまかせ  
 て、つゝいめる所まじくならし。がば、こゝ今はおいすなりと仰  
 られま。

今此事をあるマシつけて、我事のころをわきまへしより、此かた見ま  
 めらせたり。事どもを、こゝに附しあす也。

我物覚えよりハ、髪に黒ますぢハ、すくななりき。面ハ方におはし、  
 て、額上高く起り、眼大きく、鬚多く、たけハ短かく、おはせし、ゆど、すべて骨  
 ふとく、たくましく見え給ひたりき。天性喜怒の色あらはれ見えたまは  
 ず、笑ひ給ふにも、聲高くわらはせ給ひし事ハ、覚えす。まじく人を叱り給  
 ふにも、あらしくしきとの給ひし事は、聞えず。ものたまふ事も、いかに  
 もこゝばすくなくして、たち居かろくしからず。驚き給ひさうらぎ給ひ  
 事に堪かね給ひし事ハ、見しとあらす。たゞハ、灸治など忘給  
 ふにも、灸小さきと敷すくなまじくは、無益の事なりと仰られて、大きなる

灸を其數すくなのらず、五所も七所も、一時にすゑさせ、いたみ給ふけしきも見え給はず。身靜なる時ハ、つねにおはし、す所を淨く掃ひて、壁上に古畫をかけた、花瓶ハ、春秋の花をすくくさしはきみて、それに對して黙坐して日を消し給ひ、又みづうら繪かき給ふとすもありき、それも色を設たるとあどをばらのみ給はず。身の病み給ふ時より外は、人をめしてつかひ給ふとりよとあく何事も手づからみづうらのみを給ひたりき。朝夕の物をめすとも、飯は二椀を過ず。手して椀をさくぐらに、其輕重によりて、飯の多きすくまきハ、忘れぬまば、其餘物ハ、飯の多少よりて、多くもすくなもくらひて、常に我腹よみつる分量をすくすべからず、口にかなふ物をとりとも、一色をのみ多く食ひぬれば、必ずその為小傷らるゝ事あり、たに物をも撰はずして皆々すくくつゝ食ふ時は、たかひに相制する所あるにや、食のため傷らるゝ事ハすくなしと覺ゆるなりと仰らまき、よのつねには、こころよりまおらす物をめ

して、たに物をまおらせ、よのたまひ、事ハあらず。たゞ四時の新味を、その出来りし初に、たにものに限らず參らせ、と仰られて、家人と共にきこしめしけり。酒ハわづかも喉に下し給へば、大きに醉給ひしかは、たに盃を把りて、歡を受給ふのみなりき。茶をばこのみせめしけり。身にめしける物も、家におはする時ハ、あらひすくぎしものをもめしけれど、あつづきぬを、ばいね給ふ時めす事を、門を出給ふに至ては、かならずあつづきぬとあどやうある物どもをめす。それも身におひ給はぬ品のもの用ひられし事ハあらず。びかし人ハ、つね小身死し、なん後の見ぐさし、ゆらぬやうを、心にかけしありき。どの給ひたりき。扇をさをも、人多き中にとりも落し、わすれもする事あり、それらの物にても、そのぬしれ心はおしはらるゝとんと仰られしむむし様とうらひて、尺ばかりの白骨なると、紙ハ金銀の砂子地なるを用ひ給ひ、繪かきしもの、志のうづき、工のかきしにあらねば、用ひ給はず。まゝて刀わきぎの如き、武器の事

はひふに及はず。七十に餘り給ひ。後、左の臂のたみ給ふとおは。ま  
 して、そのよしを申給ひ、職を辞し給ひ。かど、戸部ゆ。給ハざりけり。  
 それよりしてハ、ば、一寸六七分ばりありて、長さ一尺餘なる鞘卷の  
 刀は、かきを帶して、出仕し給ひ、刀を、巴道の程はあり、召供のものにもた  
 せ給ひたりき。今思ふに、異體のことありしかど、人もとがめず、まて、戸  
 部ものたまふ旨も、まのりき。あ、ゆい、これは、若事あらむに、刀を帶しを  
 がら、それを用ひ、さらむ事、かき、からず、まかり、まて、身に痛あれ、バ、刀  
 を用ふ、まには、堪へず。志か、無用の物、身に隨へざらむには、と思ひ、給ひ  
 には、や。其、鞘卷は、身終り、給ふ、まて、常に、身をは、給は、で、終り、給ふ、時に  
 仰置れ。かば、陸奥、まおは、せ。初より、養ひ、給ひ、たり。人の許に、贈り、ぬ。  
 飾れる、所々は、黒金物に、浪を彫たるに、鞘は、黒く、ぬ、ま、に、千段、まき、とい  
 ふ、ごとくに、巻、所を、金白檀、とり、つもの、に、せ、ま、り。髪、あろ、給ひ。後  
 は、鞘を、ば、皮の、ひきは、ご、に入られたり。終らせ、給ひ、て、は、る、かに、年隔、後

訂正  
 ことわりハ  
 原本ハこと

に高徳寺の前住了也の語り。は、わか、く、おは、せ。時の事を、バ、見る、べき  
 やうも、な。八十に、餘り、給ひ。時の事を、バ、まの、あたり、見。こと、こ、ま、あ  
 り、つれ、酒に、狂、ぜ、もの、こ、こ、に入、来り、て、刀を、うち、ふり、て、人を、逐、散、し  
 ければ、出、合、ふ、もの、な、あり、しに、杖に、すがり、て、庵室を、出、られ。かば、此  
 事、知り、給は、で、あ、や、ふ、き、事、か、ま、と思ひ、た、れ、ど、す、べき、や、うも、な、くて、門の  
 す、ま、ま、より、う、か、ひ、見。にかの、男、れ、か、た、に、む、か、ひ、ゆ、き、給、ふ、は、ど、に、刀  
 を、ふり、あ、け、所を、その、手を、む、ず、と、取、給、ふ、と、見、え。が、や、び、て、蹴、た、ふ、し  
 ぎ、ま、に、刀を、とり、て、か、た、は、らの、溝、れ、中、に、な、げ、入、れて、庵室に、歸り、入、られ  
 たり、き。彼、男、は、起、も、や、ら、ず、て、その、ま、ま、に、醉、臥、した、れ、バ、その、時、こ、を、若  
 法師、原、も、こ、か、こ、より、出、来り、て、それを、ま、より、居、て、酒、さ、め。後、に、送  
 り、やり。か、と、い、ふ。か、る、事、ハ、老、ぬ、る、人、れ、さ、も、な、く、て、も、あ、り、ゆ、杯、い、ふ  
 人、も、あ、る、べ、ければ、あ、る、か。こ、人、に、ハ、語、る、べ、あ、ら、ず、され、と、ま、ま、ら、の、こ  
 と、わり、わ、き、ま、へ、給、ひ、ぬ、人、に、は、あ、い、せ、ず、い、か、に、わ、く、ハ、志、給、ひ、たり、け、む

はりとある  
ハ誤り故  
今巻く改め  
つ、以下同じ

とりよことハ、よく〜思ひはあつべきことあり。  
我十七八はかりの比、とり繩といひて、人を縛すべきものを、青き絲を細く組せ、その末にとりかぎといふものをつけ、を懐にせしに、我父の前にてとり落したるけり。なにものぞこのたまひを、こりて見給ひや、ありて、我昔此職にてあつ〜程ハ、此物を燧袋にいれて身不随へたりき。それハ狂したるもの、あらむとき、下部に仰せをからめらむに、も〜志も部等が、もちあはせぬともありやせむと思ひ〜が故なり。職解ぬる後は、不用の物なれば、猫のつをとるせ〜はその物なり。すべてものゆゆわぎは、何事も心得べきと勿論なり。されど人はそのほど〜につけてなすべきわぎとなすま〜きわぎとある事なり。これらの具は、わぬ〜の身に随ふべき物にはあらず。かほどのわきまへなからむ年齢にもあはせぬものを、どの給ひたりき。  
父の仰られ〜ハ我わの〜りし頃、播磨國安栗を〜れる人の家につかへ

〜人に、高瀧の何某といふが、ありき。吉兵衛といふ名は〜ら此もの忽に見えずな  
りたり。日を經〜後に聞え〜は、此もの漁することを、らのみ〜が、唐網といふゆゆのものをもたせ出て、河のほとりにて、著たる物どもぬぎ、刀脇ぎ〜をば、召供せ〜もの、に、よく守れ〜といひて、我ひとりかの網をうちて、水よ入りて、鮎をとりつ、ゆ〜ほどに、林田領の境に入りぬ。此所は、その領主よりして、漁する事を禁ぜられけむ。守りのもの二人が、ためら〜らへられて、繩をもちて、縛〜をむとするを、血の涙を流〜てわびこと〜けむ。バからうとて、ゆるされて、歸り〜かど、其事つひには、あらわれぬ〜とおもひ〜が、ゆゆや、よ〜なき事、いたくこのみぬれば、かゝる福に、ハ、かゝるゆゆを、いひ〜ほどに、其年も暮れて、明け年、正月元日に、林田の屋形の大門前にて、多かる出仕のものども、れ中にて、宗徒のゆゆの一人を、うちま〜り、ありし事のゆゆをつまひらかに、志〜して、其恥をす〜かむためなり。とりゆ事をかきたる札を、た〜うせぬ。遠くは、の〜れ〜とを、こ



こかゝりに人をわかちてあるぐりものとむきごりものとめ得ずその明けけ日、又一人をうちきりて札をたつる事きのふ此事のごとく。是をあそぐりもとむる事甚急なれども求め得ず、同じき月の七日に、まゝ一人をうちきりて札をたつる事前のごとくに、せうせぬいかにもとむきごりもつひにゆきかさをしらず初一度こそあらめ、二度三度に及び、事ども不敵なるものをうけんと、當時の人はひひり我戸部れ家に来りつかへーのちに、此事人々に語り、事ありしが、後に上總國にゆきて、沙汰すべき事ありて、誰かれともなひ一人ありて、高瀧といふ所よ至りて、その名主れ家に、まゝまる事あり、夜よ入て土民等が多く来りあつたまゝ、中に長き圍爐裏に火たきし所のあそびに、ある男の年れ比六十に近きが、我と眼を見合せて面をふせ、あり、その眼さ、よのつねならず見え、かば、我もそのかゝを見やりしに、われ又我と見合せて面をふせ、事二度三度に及びて、心得ぬ事に思ひ、かば座をたぢてかれがかた

はらにあそりて、いああるものごととむきに、初ハ面をふせ、此所のものに候とばかりいひ、後にそのみはいかでつみまおらすべき、我こそむか、まろしめされ、高瀧何某がなれ、はて候といふ我も驚きおもひて、いかにして、こゝにハ来りて、まゝり給ひ、とよほほどに、むろ、鎌倉公方の代に、上總國の御家人高瀧と聞え、もの、末葉まで、安房の里見が、此國を併せ領せ、時に至りて高瀧、左京進といひ、孫なり、が里見が家ほろび、後に、安栗の領主れ家ふ来れ、彼事あり、後に、累代の先祖れより、所をき、バ、忍び来り、を所のものども、むか、を慕ひ、あはれがりて、や、をひ置、に、新井といふ人れ、こゝに来り給ふと聞て、も、見参せ、人にや、おはするなどおもひて、出来りけるを、あや、められ、まゝらせ、まゝ、をき事ども申出るはつけ、恥、くこそ侍れといふ、まゝ、も、まゝ、人々の、かれものをば、まゝり給ひにけるやと問ひ、ほどに、播磨國にて、七日ぐうち、に、三たびまゝ、人きりて、札たてしと

申せし高瀧にてさふらふぞわとりひひのバ、みなく驚きあひたり。す  
べて人の浮き沈みある事ハ、はかりがたき事をいと仰られま。

又仰られしハ我、あつてさうほどに、越前の何甚とひふものあり。九郎兵衛とい

ひ、めづらしき称号なり、但其比ハ本國をもて稱せ、これもゆきがたし

し人もありつれハ、本國ハ越前ならんとの給ひし。これゆきがたし

れずなりたる。年経し後に、我、陸奥をさうて、山陽道のかたよおもむけん

と、あつての木比坂に至りし時に、薪負ひしものゆきあひたり。二三十

間ほどゆきすぎしに、我うしろのかさひして、我名をよびし聲の

たれば、かへり見るに、かの薪負ひしもの、薪をおろして、頭つみしもの

のをとりつゝあゆみ来るをり。心得ぬ事とおゆひて、たち歸りしに、はる

かに隔りぬれば、見あすれ給ひたり。何某にてこそ侍れ。今また故によ

りてかたがひとりは、こゝを過給ふらむ。覺束なく覺るものかをといふ

を見るに、むう、わかく盛なりし時に見しには似るべくもあらねど、さ

すむに又そのおもむぎの忘らるべくもあらねど、たゞ夢れやうに覺え

て、つゆあつて身ふはなり給ひぬるにやとひひて、我身の事をも聞え

ぬれば、さらば當時のいとまある身こそおはすれ。わかきし後々の

事をも、さうかりし人々の事をも、さかまほしきに、こゝひは我もさ

来りてさう給へか。我すむ所は、こゝを程遠くともあらざとひふ

さらば、とてさうつれて行ほどに、年老ぬる父はあつて、さうをひぬべき

よすがもさうなりにければ、此ほどのひかぬといふ所よ、知れしもの

のあつて、たのみ来りて、かゝる事をわざとて、世を渡りぬるをり。かく

こゝひ出むも恥ぢしうりつれど、あまりにむむの思ひ出られしに、忍

びがたくて、あらはし聞ゆるをり。父にてあるものは、堅固のむう一人を

きば、見なれぬ人入来り給はむに、あやしむ事もこれあれ、事のよしを

げしらすべきをり。こゝに志はらく待給へしとひひて、我をばあやむげ  
ある屋の外ふとめおきて内に入る。ちげしほどすぎて、出迎へしかは、  
内に入けるよ、八十餘の翁は、火たきをあつて、がまれ人をさうめすあ

おこも片相ナノ  
ミラサの飯を米  
ト銘ト云コトナリ

様  
ナ

す共まぬらすづまきものもあらじ。されど我子たるものに、あつては  
せし人さまけば、恥まぬらすづまきことにもあらず。あや子れりの、  
餓忍ぶもの聞しめ、今宵はこゝにてあわし給へ。さて、麥飯にかてよ  
ものりれしを、わかちてめてなす。かくて夜に入りしむ、翁がこゝにあ  
らむには、打とけ給ふともあらじ。ものをこゝりひて、一間なる所に入り  
てふしぬ。二人打むあひ居て、薪をりたまき、むやし今の事どもかたを  
づくほどに、夜いたく深に。比、かの父れあしたるところに入り、お  
ふこのごもくさる竹二本取来りて、そのふたとさせし所をひらき、中  
より三尺ばりの刀と、二尺あまりれ脇ざりの刀とを出して、まゝあ  
ころよと鏝ふたつとり出で、火の光りにそむき、その刀と脇ざりを  
鞘よりぬき出し見て、我前よとあぐりづれも氷れごとくなるを、金作  
りに飾れらに、鞘にはかりらぎとりの鮫かけしなり。我つわへに、またが  
ひし時も、身不肖なれば、父やしなよづまきほどの禄をもめ得ず。ま

我をのけて、我父につかよづまきものもなかりたれば、世をのかれてか  
かる身となりぬ。さればむのし身に随て、物ども、またかは惜む所のあ  
るべき。されど又我力のつゝかむほど、せめてハ刀脇差一腰づつハ、と  
ごめもおのまと思ひて、こづよくけふ迄は、身をはさきでありしを、  
見玉ふ所れごとくなれば、我父の世にあらむほども又わらじ。しめ  
る身の幸ありて、我やしをい終たらむにハ、再會の期もありぬべしとい  
ひて涙を流し、明ぬればりのまたくめて父にもすめ、我にもあこ  
て、道れほど一里計送りて、たちわかれし。そのちは、よとよづまきも  
なかりし。いかにはやなりけん。ふたづび見しものもあらじ。まきと仰られ  
ま。

我父、戸部の家に来り玉ひて、いまだ母にておはせし人をむかへ玉はざ  
りしほどに、またしひかたらひ玉ひし人の二男を、やしをひて子と  
し玉ひ、正信と名のらせ玉ひたりき。  
切名  
一跡これハ常陸の大塚の家につか

へ、郡司の何某といひ、その後をうると聞え、かの正信の十六歳に  
 時より、戸部の二男にておはせし人の、陸奥に相馬の家をつづれし時に、  
 めいぐせられて、かゝるにぞさあらはれける。成人に後には弥一右衛門といふ我父の土  
 屋の家をさう玉ひし後に、かの人の許より、老やうをひ玉ふべきほど  
 此料をばあくらられたり。その、ちかの人所領をば嫡男に譲あてて、二  
 人ありし子供をば郡司とぞ名のらせたりける。正信ハ髪おろして我祿  
 にあさびひのち、かの人の許よりおくられし所をば辞しぬ。いくほど  
 なくして、そ此人もうせしに、其嫡男もまゝ世をはやくし。二男そのあと  
 をつぎしが、これもまた世をはやくす。今ハその二男が子のいとけな  
 りしが、父につぎとなり。嫡男をば軍治一郎兵衛といひ、二男をば同弥一  
右衛門といふ、その子ハ一弥といふなり、いか  
るゆゑにか、郡司を改戸部の祖父にておはせし人は、甲斐の武田四郎勝  
 頼の侍大將にて、土屋右衛門尉昌恒といひしなり。其兄は右衛門尉昌次  
 といふが、戦死せし後に、兄ふつぎしに、主の家ほろびし時、重代の家人等

も、皆々うしち矢を射しに、此昌恒一人のみぞ主にはなれずして、つひに  
 一所にて死しける。其手は屬せし、志水神戸といふつばのの二人、昌恒は  
 妻と子とをともなひて、駿河の國に落来り、清見寺の住僧は、神戸が志れ  
 る人なりし。かば、彼子息をば其僧の弟子小まおらす。其六歳をまじし時、大  
 御所御覽ありし、土屋が子をよしを聞召れ、さるものの子なり。給ひら  
 むやと仰あつてめいぐせらる。竹千代君にまおらせられしを、次第よ  
 身を起して、元服の後、叙爵して民部少輔忠直とめさる。これ後、戸部の  
 親父なり、かの志水が後、いかにやありけむ。神戸の後は、土屋の家には、  
 雙なき譜第に侍たりける。神戸が孫兄弟三人あり。太郎ハ父があとをつ  
 ぐ。二郎は陸奥の三春を志れり。松下が家につかふ。家のおごまに、神戸  
三郎右衛門と云ふ三郎も戸部の家につかふ。はトメハ十其二郎なりしもの、妻ハ、我母の  
 あね君なり。されば三郎なるものは、あにふめは妹なりけれ。母よてお  
 はせし人を媒して、我父にあはせまおらせしなり。武蔵國青梅といふ所

訂正  
なまされたり  
けい原本  
にけりさあ  
れどこは誤  
りるべし  
けりさあり  
てハ語格違  
へり故今  
改めり

ある天寧寺の前任祖麟和尚といひしハ、かの二郎ありし神戶が子にて、  
我ためには外従弟にてありき。三郎なるものハ、さきよりの孫なりしか  
ど、年頃不幸に沈みて、六十歳といひし冬に初に出家の事思ひたちぬと  
て、子供の事など我父にいひつらふ事ありしに、三十日はかりがうち  
に、戸部れ舎弟にておはせし但馬守數直の朝臣に執政の職に任せらる  
しが、神戶が子孫一人給ふべしと望請はれて、たちまちに彼家におとる  
にぞなされたりける。かゝる老の幸ありし事を、我父のあたりに見たり  
き。ちかづきをうらこれその祖先に餘慶とを覺ゆる。これより後ハ神戶を  
新右衛門と申す  
れお嫡子は父と一所に數直朝臣の家ふつかふ。二男は戸部の家にとど  
まり仕へしが、世を早くせしなり。かれ嫡男の後ハ、今もさかえて侍るな  
り。  
我父の母にておはしませし人をむかへ給ひしは四十にハはるうに餘  
り給ひしほどの事をうべし。初に女子二人をとおはせしは、二人をのら

訂正  
年たけ給ひ  
ハ給はむ  
とあるべき  
所あり

三歳にもたらずしうせたまひ。第一女ハおまつ君、承應二年三月廿九  
日にうせ給ひ、第二女ハおよね君、承應  
三年十二月廿三日にうせ給ふ、其次も女子にて、十九歳にてうせ給ひしなり。おてい君、  
寛文十一年正月十七日にうせ給ひぬ、我妹一人ありしは、十八歳にてうせにき。おまてとていふ、延  
寶五年五月八日  
たりき。我生れし事は、父ハ五十七歳、母ハ四十二歳にを給ひし時の事  
なり。明暦三年丁酉二月より  
我母にておはせし人ハ、いかなる人の子にておはしけるにや、さだかな  
らず。あねいもと二人おはしたりき。我ものごころをわきまへしより折  
にあれて外祖の御事をとひまぬらせしおと、人れおやのわが子につ  
む事あるべしやは、あらせ参らすべき事をあらねばこそ、あらはし聞え侍  
らね。昔のやむごとあき人も、すぢなきりの腹にやどり給ふためしは、  
いほしくも今も多ゆりのを、母れ父母の御事あり給はぬとも、なにか  
はづりき事あるべき。されど年たけ給ひしおのちハ、思ひあはせ給ふ事  
もあるべけれ、よき身をもども申すなり。むづからがあやおほぢ

の御事は、世よ、志り給ハぬ人もあらじ、信長記といふ者にも、うづもれぬ名のみ残り給へり。又母かゝのおほぼろの、高麗城を攻められ、事をもちある人の語りしを、よそなぶら聞し事もこそあつれと、なきごき給ひし事ありき。丹羽は宰相のむすめなり、ゆめいられし時に、小上藤といふものにたまはれて、浅野の家に住み給ひしが、後には長生院といふあまぜの、陸奥に二本松といふ所におはしけるが、そのもとに歸り住給ひしを、我父のものとにむかへられしと聞えし。かたあまぜは宰相のいもろといひて、古田大膳大夫の後室にぞおはせし。我いとけなき比も、それ世におりせしほど、おとづれのたえずありしを覺えたりき。我母は兄御のかき給ひしものを、うせ給ひし後に人れ得させしあるこそ、秘藏せさせ給ひしふみよ、うづむらの名を、坂上とばかり志るこそ是なり。今ハめづらしきほどの手かきにておはせし。よく我母のかゝせ給ひしものに似給へり。殊に秘藏せさせ給ひしものをなれば、母れかきおかせ給ひしものど

りともあるごとく、今もあるなり。我母にておはせし人ハ、ものよくかき給ひしのみにあらず。歌の道をもつたへ習ひ給ひて、代々集まるとハ物語れ類るど、我あねいもうとにふみをく給ひ、圍碁象碁なども堪能におはして、これらの事をも我ふをく給ひたりき。香爐箱のうち、琴のつめを袋に、いれおのせしを見し事あれば、ごせらの事をもすき給ひしや。我見まゐらせしよりハ、織縫ふ事こそ、女のわざなれと仰られて、年ごとふうつくしき筋れぬのと、しちくしあやあるきぬを、みづからも織り、人にも織らせて、父にもめさせまゐらせ、我にも給りたるもの、今は、今ハわづかに残れるあり。いやしきもの、と棄て、似たるもの、夫婦とはなるなりといふ事のあるが、物のたまひなき行ひ給ふ事どもの、父にておはせし人、たがふ所なく、ておはし、ましたをける。父れ致仕し給ひし、のちにハ、これも髪あらし給ひて、佛の道をつみくおこなひ、終り給ひし年は、六十三にたり給ふと仰られき。終らせ給ひたりき。父にてお

延寶六年五月十日に

はせし人の七十五歳の時に、戸部はうせ給ひたりける。延寶三年閏四月廿四日そのうせ給ひし比に、我父はいたくわづらひ給ひしを、希有にして、これを病愈給ひしのだいかに思ひ給ふ所やおはせしけむ。引こもり居給ひ、おすらすらに仕を致し申されたり。戸部のよつぎ豫州頼直と申す年ごろに奉公の勞に報ゆる所なりとのたまひて、老養ふべきほどの禄給りて、請給ふ所をゆゑされしは、母よておはせし人と共ふ、かゝらあろして、淺草に報恩寺中に庵むすびて、住給ひたりき。其明の年、冬、豫州の三從弟にて、家のおとをありし人乃、我父とあつて、かゝる豫州れうまひよからぬ事共をうれひて、子息にておはせし人をたてんと思ひたちしを、我父の聞給ひ、事のまごとなさむ。わづらはずと志り給ひて、そのことわりをつくしそごめられしのだい、其いきほひやむべからざる事出来て、一門の長者たちと相議しに、はたしてこと敗れて、その人豫州のために逐れたりけり。我父もその黨與なりをどし、事にて、我をも仕れ道を禁錮せられ

て、彼家をさりにき。延寶五年二月廿二日の事なきその年、五月八日に、我妹ハ世をはやくす。我母はうちつゝきほし物おもひよ、心地わづらはしくおはしませしに、明けの年、五月七日にありて、その事どもいひ出して、なげき給ひし、おだちまちにわづらひつかせ給ひ、同き九日には、あまをなげきひたりき。その後、ハ父のみひとり住給ひし、おその明けの年、乃三月、豫州はつひよ所領うしをひ給ひ、その子息に、かゝばうをの所領充行つゝ。やがて子息れもともり、我よ参るべきよしひおこせられしは、親父の勸氣のもの、参む事憚ありとらひしに、其憚あまからずとありしは、ゆきむかひしに、いまご名もなかくおはせしなり。おほやけに申すべき事あり、名の字撰びて、まゐらすべしとありしほどに、達直と名づけ申す。主税と申すこゝろに、おいて我仕れみちも、おのづからひらけくある人れす。めよよりて、古河の少将正俊朝臣の家に仕たりき。これよりのちは、父をも心やすくやしなひまゐらすべしと思ひしに、その年、六月八

日に我もどに來り給ひ、夜ひと夜かゝりなぐさみ給ひて、あけの日住給ふ所は歸り給ひしに、其あかつきよりわづらひ出し給ふと聞えしかば、いとぎゆきむかひしふ、事まれ給ふべきほどにて、某を参りて侍れと申さしを聞給ひ、目をひらき御覽とて、手をさし出て我手をとり玉ひねふるおどとくに終り玉ひたりき。此年我つかへにあさかひより、わづかに百日にもたらざしとて、わのれまあらせし事のあさかひけれど、御あとの事ども、あぼし置事なくして終り玉ひしは、せめての幸におはせしるべし。是年八十二歳にておはしすしたるまき。

父にておはせし人の、八十は餘りて終り玉ひし連何事も我幼より見まゐらせたりしに、かはり玉ふ所のおはしませぬは、天性うけ得玉ふ所此人にこそえすぐれ玉ひしに、よりしなるべけれど、すこつねの行に、よりそ其徳に衰給はぬが故と覺ゆる。我物覺しよとて、教玉ひし事ども多かりしうちよ、つねお思出らるる事、男兒はたが事に堪ふるとを習ふべき

訂正  
おはしませぬ  
ぬはまきぬ  
とあるべし  
然らばは格  
格どくのハ  
ナ

なり、これを習ふべき事ハ、何事にもあれ、我きはめて堪がたく思ふ事より、堪はどめぬまバ、久しとして、はさのみハ難事と思ふ事はあるべあらざるなりと仰られき。我八九歳の頃より、常に此事にふりて、力を得し事も多けれど、もとより我性急よ生れ得しかバ、怒の一つのみぞ、堪がたき事もありき。されど、幸に世の中は嶮岨の中をわたりて、すでに年と共に力衰へたりしかバ、今はひわらぬとて、よふあらぬにや。我後の人々、此事父祖の家訓なりとおもひて、よろづれ事に此心得あらむことを、ねがひしき事をなれ。

又教玉ひし事に、我十三此時に、國をさうてより、つねに他人の中に入りて、ひとくちをたりされば、あさかひより、ひかへらひしものも多かりし中に、つひよその中より、はりを全くせし事ハ、我つし、みし所なり。二つあるまは、ゆる貨と色との二つなり。我年比多くの人を見しよ、あのかく、うまれ得し所は、同じあらぬは、其人とされし所も、すこあのかく、同じあら



ねど、彼二つの欲を主人のみか、これにありても、これにありても、人にい  
とはゆる事ハなきものなりと仰られき。後よまゝ我師にてありし人も、  
ちるき人の申さし事あり、貨と色との二つによりて、怨を結びし事ハ、つ  
ひにどけぬものなること申し、心得べき事なりと仰られき。あかきも老  
たるも、よくくくし、いせしめ思ふべき事なり。

我生れし、明暦三年丁酉正月の火事にて、戸部の第宅もやけたれば、外  
孫よておはせし、内藤右近大夫政親にいとけなきて、後に丹波守、幼名金  
光院殿と申さしの柳原よおはせし、所よのむれ玉ひにはめよ假屋をう  
たせし、家人等をもかゝるにあつめ置れたる。その二月十日の辰時にぞ、  
かの假屋れうちにてうまれしを、おはせし程ハ、火の兒と  
ぞ戸部乃よび玉ひたりき。戸部の母公におはせしが、正覺院殿と申す、森  
川金右衛門某の女  
にてお我父のはじめてまうけし男子なりとのたまひてむつきのうち  
よりつねにめされしを、三歳の時に、戸部に参り玉ひて、見をあられしよ

訂正  
たりき八例  
の誤りあり  
とあるべき  
語格あり

り、日々にめし、おはせし、かたはらにのみ置れたるし、かば、みづからの子息  
たちをだよ、かくの如くし玉ふ事もなかりしに、かくおはし、ますハ、庶子  
よてもおはするにやと、一門の人々もうごひ思ひ玉ひたりしとぞ聞  
ゆる。六歳ばかりの時に、奥に南部信濃守利直の来り玉ひし時に、我戸部  
のかたはらに侍りしを見玉ひて、我ハ子もたぬもの候、此兒給りて養  
ひ候ばやと望れしに、戸部さきハ召つかふもの、子よ候しを、我母の不  
便のもれに侍れば、我りとはも常にめし候なり。まねらすべきものに  
ハ候らずと答玉ひしを、さらばたゞ我よ得させ玉ふべし。我さどにてひ  
とくを成人の後にハ、所領千石をば、あかちあたふべきにぞと申され  
し、かど、かれが身にハよき幸にこそ候べけれど、まねらせ候しむは、  
我母にて候ものも、我もまことつとむを、なぐさむべきやうも有  
べあらず候ぞ、おはせし、牧野とひし人の語りて、六郎左衛門と  
云ふ、名はしら  
つげられし、戸部の三男に、あはれ此兒ハ不幸の人かな。あの望にまかせら

れたらまゝかば、ゆくすゑのたれりかるべきものを、戸部いかに思ひ  
 玉ふ共、千石の禄給ふべきにもあらずといひき。七歳と申す正月元日よ  
 り、疱瘡を煩ひ出し、以の外は難儀に及びかば、戸部の母公よりは、人  
 はしをわけて、有驗の僧をも屈請し玉ひ、我枕上にて祈禱し事ども行は  
 る。父もておはせし人への、ゆるす事は志給はぬ人なりけれど、主の母公は  
 仰せりしめ、止めらるべきにも非ず。戸部は近く召つかつれしもの二  
 人、山本といひ、つけられて、醫術すまよつきぬと聞玉ひ、しりもやたすか  
 る事もあるべきやと仰下されて、種々の蕃藥どもをあたく玉ひしほど  
 に、ウニカウルをあたくられしに及びて、毒氣忽に發して赤色を發しけ  
 れば、そまゝをこを、此世の人となりたるまね。醫の功を奏せし事に、あ  
 らざりしと、我廿餘歳に時に、その時に藥あつし、順菴の玄朔といひし  
 醫師の語りたりき。石川といふ、後にゆしかくりしめ、帯とき袴著をど  
 とつふ事ども、その年比をも待つに、及ばず。戸部のみづから帯をもと

き給ひ、袴をも調せさせ、きせ給ひしりき。彼母公の終り給ひたりし事  
 ハ、我九歳に時の十一月廿六日の事にておはしたりき。寛文五年乙巳の事あり  
 我幼き比は、上野物語といふ艸紙あまけり。これハ寛永寺に花見に、人の  
 むれ来る事共をあるせしなり。我三歳たるし、春の比にやあるべき、火燧  
 に足をさして、はらび居て、その草紙を見ながら、筆紙をりてめて、すき  
 うつしけるを、母にておはせし人に見給ひ十グ中一二ハ、まことの文字  
 もあるを、我父に見せしおはせしを、父のともなる人に見しより、人  
 々も聞傳へて、そのうつせしものどもを、とり傳ふる事となりしを、我十  
 六七歳に時上徳國にゆきしに、かゝるそのうつせしものを見るよ  
 を得たりき。又其比屏風に我名を題せしに、二字ハ其體をまゝしたるもの  
 の、後まをありしは、火にやけうせうけられ、今はそのせつれものは、我  
 もとにふのこらず。此後は常の戯れに、筆とりて物わく事どもを、へけ  
 れバ、あつあつ日々文字を見たりたき、物よむ師友とすべき人な

かゝるあがたぐ往来もの類をよまならふのみありき。戸部乃家人に富田とて、生國ハ加賀國の人と聞えしが、太平記に評判といふ書を傳へて、其事を講ずるあり。はじめてハ小右衛門某といふ、後にハ覺信といひし人なり夜々ハ我父など寄合つゝ、其事を講せしめらる。我四五歳の時につねに其座ハ侍りてこれをまゝに、夜いたくふけぬれど、つひハ坐をさりし事もなく、講畢ぬれば、其義を請問ふ事などありしを、人々奇特の事なりといひしき。六歳の夏の頃、上松といひし人の、すこしく文字などありしが。忠兵衛某といふ、駿松が後にて連歌などをこのみて、物よくかきし人なりき七言絶句の詩一首をよみて、其意を解き聞せしに、やうやう誦をなすければ、三首までをよみしをバ、人にも講ト聞せしりき。三傳市虎人皆稱といふ詩と、朝鮮國七歳の児ハ、太閤の前にて作りしといふ詩と、自休藏主と云いふ僧江島にて作りし詩此兒文才あり、いかにも師をえらびて、學ばしめらるべしと、彼人もいひしやうかゝるるむし人たちのいひしハ、むしりいひ傳へし事あり、利根氣根黄金の三こんなくしてハ、學匠にならんとし

といふなり。此兒利根こそうまれつきたらめ、なほいとけなくしてその氣根の事もはかりがごとく、家富りとも見えねば、黄金の事心得られずなごいひあへりしに、我父も戸部の御つとみによりて、つねにかさはらをはなれおぼせず。學よ入れ師に志たがはしめん事もかなふべからず。されどいとけなきより、物かく事をば、戸部も人々にむしりほせられ給ひし事をば、せめて物をばかき習はしめたくこそ侍れとて、我ハ歳の秋、戸部ハ上總國にゆき給ひしあとに、手習ふ事をとてしめらる。其冬ハ十二月をうらバ、戸部歸り参り給ひしあは、つねにかさはらにさふらふ事もそのごとく、明けの年ハ秋、まゝ國よゆき給ひしあとにて課をたてられて、日れうちには、行草の字三千、夜に入りて一千字を限りてかき出すべしと命せられたり。冬よ至りぬれば、日短くなりて、課ハまごみたぎらるに、日暮んとする事たびくにて、西向なる竹縁のある上に机をもち出て、書終りぬる事もありき。まご夜に入りて手習ふに、睡の催し

訂正  
水をかゝり  
とりの詞い  
きさの解し  
難いハハ  
かゝりハハ  
いふりの誤  
つてあつた  
落たるまや  
下のかゝり  
あつても同  
よまほ考ふ  
べし

訂正  
命せられぬ  
原本ハハ命  
せられとあ  
れどこはぬ  
もト落たさ  
まゝハハハ  
もト考て  
ハ諸格と  
のは突

て堪がさきに、我もつけられしものとしそかにはうりて、水二桶づゝかの竹縁に汲おかせて、つたくはうりの催しぬれば、衣ぬきすてゝまづ一桶水をかゝりて、衣うちまきて習ふは、はらめひやくのなるに目さむる心地すれど、ちほし程経ぬれば、身あたくかになりて、まゝく眠くなりぬれば、又水をかくる事さまの事れ如くす。二たび水をかくぬほどには、大やうは、課をもみてたりき。これ我九歳の秋冬に間の事を、かくりしほどに、此頃よりは我父に人に贈り給ふ文をば、かゝの如くにはかまゝり。十一歳の秋、また課をたてられて、庭訓往来を習ハしめられ。十一月に至て、十日れうちに浄寫してまゝあらずべしと命せられぬ。命せられし如くに事を終へしかば、冊にまゝして戸部に見せまゝあらず。ほめ給ふ事大かこならず。十三の時よりハ、戸部の人と贈答し給ふ程の文ども、大かたは我に命せられき。又十一歳の時に、我父に友と関とつひし人の子どもは、太刀打れわざふすぐれて、人にまゝあつ事ありしを、我にも此わざ

をいへられん事を望みし、わぬしりまゝりしとけをいへられらのわざ學ばむ事遅からずといふ。さこそ侍るべけれど、太刀つかふ事すこしも心得ざらむにハ、刀脇ざし腰にせん事、誠は不用れ事にやといひし。あづのたすし所誠に然なりとて、一つのわざを傳へて習はしめたる。かくりしほどに、其年十六になりし者此、神戸といひし我と藝を試むといひし。かば、木刀をとりて、三たびあひて、三たびまで勝事を得し。いぞ人々もまゝ興に入てわらひたりける。そのうちはつねふかゝる武藝の事共を好みて、手習ふとをまゝ心にも染ずありしほど、物よむ事をも好みければ、つねふ我國の物のざり草紙等の類をば見ずといふものもあつた。十七歳の時に至て、同トやうにめしつかはれし、わが侍れめとよめまじし。長谷川さい案の上に書あるを見れば、翁問答と題せしものなり。いかなる事をやとぬらむと思ひて、借ることを得て、家に携歸りて見ける。こそ、初て聖人の道といふものある事はありけれ。こそより道にこ

ころざし一切なりけれど、師とすべき人もあらず。京に人にて、醫を業とし、  
すこしく學問あるが、戸部の許に日々来れるあり。此人はむかひてこゝ  
ろざしのほどを語りしに、小學の題辭を講じきかせられたり。前にしる  
の病給ふ時、獨參湯もわらせし人なり、江馬益菴といふ、名ハ玄牧そのうち又程子の四箴をも講じきか  
せられしより、やがて小學の書を日夜に誦し習ひて、業すゞふ畢りぬ。こ  
れ四書を誦し習ひそのうち五經をも誦習ひたれど、これら皆々句  
讀を授し師あるも非ず。みづから韻會字彙等の書によりて、誦し習ひ  
ければ、後に思ふよひがことの多かりける。文學に拙くして、字義を  
解する事の難きふくくしみて、學びのいとまあるをりくには、文章詩  
賦の類をも學びしほどに、その年十二月の比、冬景即事を七言律詩に  
賦しるしたり。これ我詩作れる事の始なり。ある人其詩を評しける事  
あもを聞て、やがて其嘲を解く文一篇作りたるけり。これ又文作れると  
の始なり。されどいとけをりし時、我父友と給ひし人も、我父

の仰られし事もあれば、學文の事を父にハ深く考のびまわらせたり  
し。かど、書籍等ゆめ得べきやうなければ、母にておはせし人には、我こ  
ろざしのほどを聞えすわらす。かくて廿一歳の時、至て、豫州の家を  
さりしむ。此時に及びて、同志の人々をあひ知て、ものまなぶ事  
をも得たれ、さきと思ふ所あれば、師をもとむるには及はず。此比よりぞ、  
對馬の國に儒生阿比留といひし人をば相識ける。廿六の春、あそび出  
てつかふる身となりぬ。こゝに秋、朝鮮の聘使来れり。かの阿比留によ  
りて、平生の詩百首を録して、三學士の評を乞ひし。其人を見てのちに  
序作るべしといふ事にて、九月一日に客館におもむき、製述官成琬、書  
記官李聃齡をらびに、裨將洪世泰をといふものどもにあひて、詩作りし  
事などありし。其夜、成琬我詩集に序つくりて贈りたりき。此年恭靖木  
先生も、木下平之丞殿の御事なり公にめし出され給ひ、かの阿比留彼門に入てもの  
まなぶ。そのうち我出羽國山形といふ所より、時紀行一卷あ

訂正  
死せんハ死  
おん死一  
ハ死ハ死  
ハ死ハ死  
ハ死ハ死  
ハ死ハ死  
ハ死ハ死  
ハ死ハ死  
ハ死ハ死  
ハ死ハ死  
ハ死ハ死

貞享三年丙寅の秋我  
り三十歳の時此事なり阿比留其卷をもて、木先生に見せまゐらせ朝鮮  
の人比序の事をぞ申志しつばあはきその人をあひ見ばやとのたまひ  
ぬとて、阿比留が媒してはじめて木先生に見えまゐらせし事ありその  
のち彼阿比留病して死せんとする時に我をして先生の碑文を望み申  
て、我をして書しめたるも、阿比留後にハ西山順泰と申志  
元禄元年九月三日ハ死ハこれらの事に  
よりて、我も彼門に出入する事の年を経しほどに、まさしく東脩の禮を執  
るにも及ばず、したとき師弟とハなるとる也。されバ彼門に年久しき高  
弟も多かれど、我をバ常に其座の上につかめらきつひにハ文昭廟に  
藩邸におはしませし時、薦擧せらさしには至りたをけり。今これらの  
事共を思ふに、むろし我三歳なりし時より物かく事を志れる初に、か  
らばま師といふものもあつたむには、かく書と拙き身にもあらト。あ  
六歳の時より、詩を誦し習ひし事などありし時より、あかひ學ぶ所も  
ありさバ、文學れ事もすくなくすむ事もあつたなり。まして十七の時

より、斯道にこそ、ろぎまゝに、まゝなるを、へみちびく人もありなむにハ  
今の我にもあらト。我藩邸に仕へまゐらせし後、至てこそ、自らも書籍  
をもとめ、賜りし所も多く、はかりなき。されど身すぢにつかへ、おとあ  
ひしつば、書を觀るべきといふものも多からず、是より先には、身つねは貧く  
し、あつるべき書どもを、人に借りしとめて見ゆし、まゝなる、お  
べきものごのきも、手づからうらめし、我見たる、書とてても多  
らず。されば學文の道において、不幸なる事のみ多かりしと、我にあつても  
のあつてからず。のほどまで、にま學びなま、事は前にもあつた、事  
如く、つねに堪が、ま事堪ふべき事をのみ事とて、世の人比一たび  
し給ふ、まを、十たびし、十度し給ふ事を、百たびせしによれる也。  
戸部よりせ給ふべき前年の事なり。我十八歳の秋、つゆりのごとくに、  
所領よおはし、ま子供したり。その十一月に半に、忽に勘氣蒙れる身とな  
る、家にもり居し事あり。これハ宿直に當りて、猶の事あり、其月の末

つめたわの侍どもの、いひあらそふ事起りて、其親戚黨類たちわかれ、大  
 か戸部の家人等のとりすくなく、十二月に初に、つひは両方相戦むと  
 す。一方は皆々我父は年比あきき人々にて、関といふ人の許に馳集て、  
 けふの未だ初に、はうちたつべしと聞ゆ。我に告知らるるものあれば、こ  
 ざかきやつ一人、その家にきつかはして、人々かこにむらひて、す  
 でに戦を合すと見ば、はしり帰るつげよ、たたく人々討立とも、いまだ  
 戦ふに及ぶるほどは来さるべからずと、よくくしりあやりて、残るも  
 のに、いり入来る人あらむには、我はけさより風の心地して、ふたり  
 といふべしといひては、だに鎖をきき、衣服あらためて、上にはあすま  
 引かつぎてふし居つゝ待つ。日すでに暮るれども、帰来ず。いかにやしく  
 と思ふに、戌の半よかのつかけを、いもの帰り来て、人々酉の初に打たち  
 給ふべき程よをりて、誰かれの人々、かなところをたよゆきか、い給ひ事  
 を平げ給ひに、たゞ今に至て平げすでに鎮りて候と申す。まゝ上杉殿

の我を見つげ給ひて、問ひ給ひに、よりて、主にて候もの、かくこそ申  
 して候ひつれど、申さるなりといふ。かくてその明けは、日の暮がこに、か  
 の関が子のうち一人来りて、きのふ人給りし、そを来りたすけむと  
 思ひにこそといふ。さこそおもひつれど、答へれば、當時勘氣を蒙りて、  
 家にこもり居る人、屋形の門をば、いかにしてかは出来むと思ひしとい  
 ふ。西の小門より出去らむと思ひきと答ふ。彼門は晝の程こそあれ、日暮  
 ぬきばとぞいぬ、いかにしてこの出づべきといふ、外に門々ハ皆その守り  
 かさければ、出る事を得べからず。西に小門ハ、年老たる夫婦のもの、門  
 脇の小屋に住して守るを、その鑰は其小屋にあるなり。我ゆきむか  
 ひて、かうくの事に、我はゆきを死するなり。さればこそよを出たり  
 して、いふ事をいふべきもの、あらねば、汝が罪かうふべきにあらす  
 といはば、いふ事を出たぬ事はあらざ。まゝかをふまじといはむにハ、  
 ちのちを夫婦のもの、くびきり、鑰奪り、門をあけて出むとこそ

思ひたれと答ふ。戸部の屋形は、むうー里見の義亮入道の住み、父留里のその親父と我等が父たちの年比あつて、わりければ、たすけ来らむとあつひーとろざーのほど、ハ、謝すまにことばなむ。さりあつら勘氣かうふり、家よこもり居し人の、私よ家出ん事も然るべからず。すーとそ  
 の守りのまれをころし、門を破り出んと、其罪重畳たらすやといふ。我  
 此言を聞いて、打わらひて、さらば入々のゆーこにむかひて、戦はむとせー  
 事ハ罪よあらずやとおもふ。わぬーたちのころさむとおもふ所ハ、皆々  
 當家にては志あつべき人々なり。我ころさむとおもひーハ、小門守る夫  
 婦のものなり。主ハ家人ころさむ罪は、共に相同トくこそ、其人の品  
 此貴賤を論ぜば、我罪ハ猶輕きに似たり。當時我ゆー勘氣をも蒙らざら  
 むよ、人々のかゝる事ありと聞て、ゆきてたすくるよをのろむにハ、たと  
 ひ戸部ものたよふよとををらめ、内々にハ我ふまひをよーと思  
 ひ玉ふべきかハ、さらば、勘氣をかうふれる身とゆふとも、手ゆし足かー

おたけの言  
 思ひたれと答ふ  
 戸部の屋形は  
 むうー里見の  
 義亮入道の  
 住み、父留里  
 のその親父と  
 我等が父たち  
 の年比あつて  
 わりければ、  
 たすけ来らむ  
 とあつひーと  
 ろざーのほど、  
 ハ、謝すまに  
 ことばなむ。  
 さりあつら  
 勘氣かうふり、  
 家よこもり  
 居し人の、私  
 よ家出ん事も  
 然るべからず。  
 すーとそ  
 の守りのまれ  
 をころし、門  
 を破り出んと、  
 其罪重畳たら  
 すやといふ。  
 我  
 此言を聞いて、  
 打わらひて、  
 さらば入々の  
 ゆーこにむか  
 ひて、戦はむ  
 とせー  
 事ハ罪よあ  
 らずやとおも  
 ふ。わぬーた  
 ちのころさむ  
 とおもふ所ハ、  
 皆々  
 當家にては志  
 あつべき人々  
 なり。我ころ  
 さむとおもひ  
 ーハ、小門守  
 る夫  
 婦のものなり。  
 主ハ家人ころ  
 さむ罪は、共  
 に相同トくこ  
 そ、其人の品  
 此貴賤を論ぜ  
 ば、我罪ハ猶  
 輕きに似たり。  
 當時我ゆー  
 勘氣をも蒙ら  
 ざら  
 むよ、人々の  
 かゝる事あり  
 と聞て、ゆき  
 てたすくるよ  
 をのろむにハ、  
 たと  
 ひ戸部ものた  
 よふよとをを  
 らめ、内々に  
 ハ我ふまひを  
 よーと思  
 ひ玉ふべきか  
 ハ、さらば、  
 勘氣をかうふ  
 れる身とゆふ  
 とも、手ゆし  
 足かー

いれられたるにもあらばこそ。それに人々の戦死せんをよそ聞て、我  
 ひとり家にこもり居たらんには、事を公義よよせ、幸に死をまぬうれ  
 たもやとこそ、人も思ふべけき。とて、横紙をやおらむには、何條主の勘  
 氣をも憚るべき。我まゝおとる。まほどの年齢にもあらむには、なすべ  
 きあつひもあつべけれど、いまふけたちもみさぬ我身なり。されば  
 かく思ひたれ、事たぐさ我身の恥ならむ事をあもひーのみなり。人  
 々の謝し玉ふべき事とも思はず。ゆひーよ、さる事なく、  
 帰りてその父にてありし人にかくといひーかば、ありれ父の子なりけ  
 るものかるとて、涙を流して悦ばれしと聞えたりし。此時たて、戸部は  
 勘氣をゆきし給ふとも、我父ハ對面をば、ゆー給ふ。ゆければ、此事を  
 かるーく思ひーに、其後戸部の我をまどのごとくにめー出されーに至  
 て、我父も悦ひ給ふ事大かさをらす。その勘氣かうふれり、事なごのた  
 まひ出す事なく、心得ぬ事と思ひーに、後に聞よ、かの関とゆひー老



人のもより、かの時に我ゆきたすけむとせし事、その子息と問答  
 せし事をとつづきたに文にあつて贈りしを、我父のこれ見給へとて、母  
 にておはせし人も見せたすひたりき。此事よりて、心もつけ給ひこ  
 るにこそと、我母此のたまひたりけれ。今思ひ合するにあくるさるごとの  
 出来りしも、戸部の家滅びるむ事のきざりにやありしとて、かりし  
 事をとりけり。

戸部のうせ給ひて、嫡子にておはせし豫州ハ家つがれたり。此人つひに  
 家滅ぼされしほどの事あれば、戸部の心にもかなひ給はず。我のつひに  
 かりし頃までハ、父子対面の事もおはしけれど、其後ハ正月元日の見参  
 より外ハ、対面の儀もあらず。一門の人々は庶子のおはせしを愛し、そ  
 れを立られんとこの事にやとうたがはせ、豫州はよつらぬ事どもハ志  
 られず。まゝ豫州その妻室を去られしの中に、出来し男ありしを、戸部の  
 上總國につらはしむとて、まされ、十二三に及ばれしを、こゝにむかへ

訂正  
 けれハハ  
 とあるま  
 格ハハ上  
 にこそあ  
 れハハの  
 びの意  
 べけれど  
 もハハハ  
 けたれハ  
 のハハハ  
 ぞあれハ  
 れハハハ  
 格ハハハ  
 ちハハハ  
 んハハハ

て、一門の人々にも見せむと給ひしを、豫州は此子し家つがせむと  
 思ひ給ふと心得て、事を左右によせて、むかへらるゝにも及はず。戸部の  
 病急なるにのぞみ、はじめてよびむくられき。戸部は、われ死しをば、  
 我家ハほろぶべきやとのたまひつゝ、遂にうせ給ひぬ。かりしかば、戸  
 部の覺よかりし家人等を、豫州よしと思ひ給はず。まゝ我父の、一  
 日も出て仕ふ事もなくして、身をありぞかきしをば、やすからぬ事ハ  
 あもりれしほど、家つがれし初なきば、一門の人々は思ひ給ふ所をも憚  
 り、老養ふべきほどの様をもあへて、望にあらせられしほど、我に父  
 の様をあへられし事もあらず。我もまたいよげなきよと、戸部の膝下  
 にひたり、まゝ給ふ事の、その心にかるいざりしほどに、めしつかふ事も  
 おはせず。一年を隔てしの中に、あらぬ事のたまひ出して、我父ふ給りし  
 禄奪ひ、我をも仕の塗を替へ、家をば出されたりあり。かりしかば、我  
 ららるゝび仕ふ志たかふべき望は絶ぬ。父母をは陸奥におはせし人の、や

訂正  
たれハナリ  
とあるべき  
格あり

しをひまぬらせられたれ。我ゆくすゑの事どもいかにともおもひわか  
たず。主従わづかに二人身を市中によせつ。むうしあしりしものど  
もの許より、そらの人の子供に、手習ふ事などをへて、世渡るたすけ  
とせよかしと、いひあらせたりけれど、我らろざしにもあらねば朝  
と夕どには、くくやしこして、書講じぬる人の許よゆきてこれを聞きひ  
るのほどは、目ごとよ父母のもとに参て見えまぬらす。ゆくほどなく  
十九にてうせ給ひしあねた、夢に見え給ひし心にかりて覺えしほど  
に、夜明しの中に、いそぎて父母のもとに参りしに、妹たるゆゆ、子うま  
むとするといふ事をきく、かしこにゆきしよ、なひらかに子うみ得たれ  
ども、その事より、ほどもく世を早くす。此のちい、なほ父母の許に  
み侍りて、その年あけて夏の半よ、まゝあねにておしせし人を夢に見ま  
ぬらせしかば、いそぎて参りしふ、父母ともに事ゆあなくしておはせしに  
半時ばかりお後に、母のたちまちに煩出し給ひつひようせ給ひたりき。

僥倖

訂正  
事ハハハ、幸  
され川とい  
上意ハハハ  
ハハハハハ  
たハハハハ  
のまハハハ  
解ハハハ

此のちは老給ひし父と我と、たゞふたりにのみなりぬき、よろづ物悲  
しむ事共、いふばのりなき。むうし戸部此許に来れる老人あり、これ  
ハ織田の内府入道常真に、め一つかはれしゆゆ、おしりのちよ世をの  
がれしなり。住倉了仁といひて、其頃八十餘の人なり。その人、我父此許よ来りて、豫州もこよ  
り戸部此御覺ありしゆゆの人を、ふかくうらみおもひ給ふ事を、れ  
ば、そのの子息の、あつてびつかへに志こひ給ふ塗開らけん事あるべ  
からず。いとけなきより見まぬらせしかば、我だに此事の心ぐるしけれ  
ば、そのの心はほどおしはありぬ。こゝに我年頃あつし富商の男子は  
まゝして、女子一人候を、いそぎて侍の子にあはせて、家ゆづらん  
とおもひて、我と相はかる事の候なる、あはれ子息をそれが望にまかせ  
られんには、そらをも心やすくやしをひ給ふべき事を、此事聞え申さ  
むため、参れりといふ。我父の聞給ひて、こゝろざしほど忘るべし  
ず。息男のとけなきものにもあらず。我いかにとも定め申がし。かれと

あひはかを給ふべしと答給ひ其明けの日我参りしにかくと仰られたり。承りぬと申してかの老人此許よゆきむかひ、そのころろざりの報ずべからざる事ども謝し訖りて、思ふ所侍れば、のさす所にも打任せがたしといひて帰参りて、我かくる身となふことを、御心苦しと思ひ給はん事をも思ひ参らせぬおもあらず。又かくわびしく渡らせ給ふ事を見まぬらすに、いかにあましくは覺え侍れども、御子とらなれしゆのい、ひとの子となふべしとは思ひもわけず。かく悲しくおもふ事も、武士の家に於て仕ふる事此、かまひざる故に候ゆのを、我身に及びて、おやおほぢの取傳へ給ひし弓矢の道をすて、商人此家つぐべしともおもひ候はず。さればかくこそ答て候へと申たをければ、いとうれし氣におはしまし。かくる事に至ては、其人々の心にある事なれば、父子の間といふとも、いかにとも定申がたき事なるを、よくこそ答給ひたき。老たる父やしなふべきたために、身をなまきゆのに給はむも、孝行ともいふべけれど、今

聞し所のごとき、孝行の大きき事なり。これらには似るべき事にもあらず。我は、いかに世をのこさず、いかに身にて終りをむかひ、いかに思ひまうけし所なり。返すべくも我事を心苦しく思ひ給ひそと仰られけり。其後又ある人、我ために謀て、今の世は醫をもて業とする人を見るに、多くは方書だに讀得ぬ輩なり。その才學をまてず、よく心を用ひたらんには、これらの庸醫と比すべき事にもあらず。此事當時の賤しき業にもあらず。あけれ此業をもて父をまやしをひまおらすべき謀こそあらまほしけれ。いかにあり。古こそあれ。後の世に人は、醫をもて仁術ともいひしうは、志を得ざらん人の、此事は隠れんもまことあしむべし。されど我才もとも疎きを、其業も精しからじ。人をあやまる所あらむには、其術の仁なることを得べからず。此事我よくせむ所にあらず。古の人は、ひとりのつみあらざるをも殺す事をなまざることを承れと答へぬ。かくいふほどに、又當時天下に雙をなすといふ、富商の子に學ぶ友となりぬ

訂正  
 小一きなる  
 八かおき  
 とりよべき  
 言ん然るを  
 かくりよ  
 當時の俗言  
 ちよべー以  
 下同ト、

事出来しに、その子れいひい、我父たるもの見せあらせて、必ず天  
 下の大儒ともなり給ふべき御事を。我亡兄のむすめ候なるにあは  
 せよあらせ。黄金三千兩に、とめ得し宅地をもて學問の料とせしめて、そ  
 のまらび給ふやうにと、其が心のやうに申せとて侍きといへ。我此事  
 をきいて、御とらざるのほどわするべからず。我むらゝある人の申志  
 ーことを聞しに、夏のころ靈山とわかにあそびのどもの中、池よ足ひ  
 たり居けり。小一きなる蛇の来りて、其足は、大指を舐るあふが、忽に去  
 りてい、まゝ忽に来りて、舐るかくするがうちに、其蛇やうくく大きく  
 なりしよや、後には其大指を舐むばうりにあふ、わが腰よりさすがを  
 取出し、刃のなかを上にさし、大指の上よあて、まづ、おさまりて大  
 指を吞んとす。所をあげさふさふさきりたれば、うらさきに飛去る  
 ほどに、家にゆけ入りて障子をさす。ともあひののども、なだに事にやと  
 いふ程とあれ、石はしを木たふれて、地ふらふ事半時はうりすきとての

ちに、障子をほそめよあけて見けり。一丈餘の大蛇は、唇の上より頭れ  
 かくまひ一尺餘きられたるがた、あれ死したるといふ事あり。その事の  
 ありやを、やは、いもさ知らねど、今のたまふことよ似たる所候侍るな  
 り。初其蛇の小しきなり。程は、わづかにさすがをもてさきりし所あ  
 るが、すでに大きくなりしに至ては、一尺餘りの疵とは成しをる。我今身  
 まづ、窮りたれば、人知れるものにもあらず。此身のまゝにて、その  
 亡兄のあとを承け継ぎなむには、その疵をほ小しきなるべし。のた  
 まふ所のごとく、世にあらるべきほどの儒生ともなりなんに、その疵  
 は殊よ大にこそをりぬべけれ、三千兩の黄金をすて、大疵あらむ儒生  
 と成し立てられむ事は、謀を得給ひたりともいふべからず。たとひさし  
 きる所の小しきなりとも、我もさす疵かうぶらん事をねがはず。我あ  
 こそ申たれと答給へといひしを。後に聞けば、あふらるべき儒生のその娘  
 にはあひぐせなり。その富家は河村といひし、その孫女の夫ハ黒川此

事を父にておはせし人に語り申ければ、めづらしむ事なれど、よき諭もありつるかなと、わらひ給ひたりき。

我廿三歳の夏に、頃豫州の家滅びしかば、前よ志す事のごとく、我つかへれ塗もおのづからひらけたり。かくて筑前守紀正俊朝臣に薦めしものありて、廿六歳の三月に、彼朝臣の許に出て仕ふ。一年を隔て、我廿八歳の秋、筑州の事おはして、其嫡男下總守正仲朝臣、彼あとを継がれしよし、不幸れしものと打續て、後にハ家人等を扶助すべき事も意れまゝならず。皆々其禄米を減ざらしむほどに、禄を辭し去るものどもすくなくならず。我はしめ出仕へしより此か、彼父子に志られし身もあきらねども、凡そ主となる者、従者ともあはるもの、かゝる時に至てはなれ去るべき事はあらずとおもひしよし、わづらひに妻孥の饑をまぬかすべし。みじて、心にもあらぬつかへに志さざりしむたりけれど、いと多かる身なりしかば、この時にこそ経史の類をも涉獵せし事はありつれ、貧ハ士

の常なごし事あれば、私の事においては、いふも堪忍びしかど、つかへふ志さざりし身にハ、そのほどにつけて、なすべき事ども多ければ、ついには財盡ガ窮りて、三十五歳といひ、春に至て、ありし事ども書あらはし、身のいともを給ふべき由を申聞え。志たしかりしものどもにハ、かねてよりかく思ひたちし事を語りたすけらば、禄米あれば、饑て死するまごの事ハあらず。かくまを財力つきはてし人の、禄をも辭し去らむにハ、一日に饑をすくふべきたすけもあらざ。我身こそかくまをおもひたち、給ひたれば、いかにもおはすべきことなれ。わかき妻をささるる子どもの事をば、いかに給ふべきなど、いふ事共ありしかど、頼みし人の不幸れ事どもおはして、まごさば、我今まをかくてはなすべからず。此年頃堪かこき事を堪へ、忍びがたき事を忍びしは、主となしむるせ、従者となりし所を思ひしがゆある。けし禄辭し去りて、あすは妻孥等皆々はなれちりなをもて、我こそろざりしほどは見ゆべき事ぞかり。天も

一もあがり給ふ事あらむにハ、それまで此事もあら下りのをとひひけ  
 也。徳州もいかに思ひ玉ひしにやあらむ。のこまひ出す旨もなく、春すぎ  
 夏たけてのこまふ事どもありて、たゞいふもして、我家をさらむ事思  
 ひどいまるべしとありしに、此使ハ太田垣といひ一家の老たりされどまふ申す旨あり  
 一程、秋の初に至て明卿生れたりけり。その程すぎて、つひに我請ふ所  
 をゆるさる。此時はおよびて、家に餘れる資財をはり見しに、青銅三百  
 と、白米三升には過ず。よしく忽に饑る迄は事もあらととりひて、妻孥  
 引具して、年比師檀のゆかりにつきて、高德寺にゆき至り。やがて淺草の  
 ほとりは宅借りて移れり。なほ一僕一婢のあひ従ひしをも、めしつかふ  
 べきたすけもなし。いかにもなりゆけといひしに、おのれら習はぬわざ  
 をもなして、口ゆらふほどの事をばいとなみむ。いかで、離れまぬら  
 すべきといふなり。かゝりしほどに、徳州の舎弟比許より今の備後守  
侯普の御事使  
 して斯て、おはさんほごふ、一家の人や、をはれん所をばまぬらすべし

訂正  
 勢ふらめハ、  
 勢ふらめと  
 リよべき格  
 入めハハの  
 誤也

せ、いひ送り給ひたりけり。此使ハ坪井といひて、家の老なりき是ハ年比學文の事なごみ  
 ち引まゐらせし所を、思ひ給ひしが故なきべし。おひひかけぬ事も出来  
 たれば、其秋の末に、居所を城東にうつしたりしに、来り學ぶもの日々  
 多く、志かるべき人々も、就て學ばれしすくなく。此明の年、ある人れ  
 申すハ、谷といそこハもと、當時御覺もよからぬ人の家より出て志の  
 も世小用ひられぬ人よ、ものまなび給ひぬれば、たとひ學優なりといふ  
 とも、身を起し玉はむ事かたあるべし。あはれ其學ぶ所をあらため、後  
 榮をも期し給へか。といふは、打わらひてのみありしを  
 二よび三たひに至て、いふ事やまず。我ためありわらうとてこそ、かくハ  
 のこまふをせ。されどのたすふ所れごときハ、眞實ハ我ためよあらむ事  
 ともあらむ。むう、孔門に人々の事ハ、關もおよび給ふらめ、其師の  
 時にあはざるがために、我學べる所をあらたむべき道あらむにハ、彼人  
 々ををくくみせう、陳蔡の間にも相あたらふ事のさふらふべき。凡

は人の生ずる所は報ゆるに死を以てすべきもの三つ。いはゆる父と師と君とある所のまゝして死を致すこれなり。我今父すべし死してまゝつあつる所は君もまゝ。たゞ我死を致すべき所は、師も候ものひとりさうらふなりと答ければ、其後へいふ事もありき。我師なる人ハ、我をばそのむかひつかへられし加賀の家につきめん事を思給て、そのあらまゝを聞え給ひし。加賀の人にて岡島といふが、すまはち忠四郎の事我をたのみたりしにハ、我本國に老たる母のあれバ、いかにもして先生推薦給らん事を申て給ふべしといふ。我其事のよしをつぶさよ申て、其つあへん後ハん事ハ、いづれの國をも撰はず。彼人ハ老たる母の候なる國も侍れば、某も代てすゝめらるゝ事、某も又望む所なり。けふよりしてハ、某を以て彼國ふすゝめられん事、固辞申す由を申切りてければ、此事をつくづくとまゝ給ひ。今の代誰かハかゝる事をバ、申聞べき。古人を今も見るとハ、かゝる事にこそどの給ひて、涙を流し給ひし。此後常に此事をバ、

人々も語り給ひたりけり。されバやがて岡島をバ、彼國もすゝめられき。かくて我三十七歳の冬十月十日。高力豫州の、我師に許し来りて、門中の人々誰かハ其最におはする。我心のやうして問まおらせよと、戸田長州に申すなりといはれし。かバ、戸田ハ當時甲府の家老足下にもよくあがり給ひしものをとて、我事をもち答らる。同十五日の夕、豫州に久しく見侍らぬといふなり。彼もといひゆき玉へと命ぜられし。ゆきむかふよ、尋問られしことなど、對することありき。十二月の五日、豫州より我師の許ふ来りて、長州のことばを傳へて、我を藩邸もすゝめらるん事をはつらる。されど我師の心にみち玉はぬ事おはしければ、まづかれふ申して、御答申べけれとのこまひ、其夜我をめしつてのたまひし事どもあり。六日、まゝ豫州にはまゝ事どもありし。其夜我また申す旨ありしよよりて、七日の朝ふ至りて、豫州に許に文して答申されき。はドめ我師の心よみち給はざりし事ハ、祿米三十人を扶持すべき料を給はるべしとの事なり。かバ、學の優劣ハ祿の厚薄よらざること勿論なり。されど世に人ハ、祿厚ければ學優なりと思ひ祿薄ければ

学も方れりとおもふ事よのつねなり、我門よさらふもの、中、かれよ  
 ちかざるも、なほさほどの微祿のものハあらす、かれまたもとより、儒を  
 もて業とせしものたまふ所、今までつかへよ、あたがひ、様米のほど  
 ちあふものたまふ所、今また、今まで、今まで、今まで、今まで、今まで、  
 れとのたまふ、そのち又豫州来りて、のたまふ所、いはれなきにあら  
 さらば、様米四十人を扶持すべきほど、は、我、い、か、に、も、申、か、を、ふ、べ、し  
 まづ、かの、たまふ所に、まかせて、参らせられん、ハ、その、後の、事、ハ、い、か  
 にも、望ま、まかせらるべき、事に、やとあり、その、夜、我を、め、して、ま、か  
 く、ま、豫州の、い、ひ、う、ど、我、を、は、お、も、ふ、所、あ、れ、バ、此、事、い、か、に、も、か、な、ふ  
 べ、う、ら、す、の、たまふ、當時、彼、藩邸の、事、他家の、事に、准、お、べ、か、ら、す、も、様  
 の、多、少、を、論、じて、その、ま、ね、き、に、應、せ、ざ、ら、む、に、は、これ、より、後、他家の、人、々  
 比、ま、ね、か、る、事、あり、と、も、様、厚、き、に、あ、ら、ず、バ、それ、に、應、お、べ、か、ら、ず、た、い  
 ち、ま、ね、か、る、事、あり、と、も、我、命の、厚、薄、い、か、に、や、候、べ、き、同、ト、く、ハ、豫州の  
 は、か、ら、ひ、に、ま、か、せ、ら、る、べ、く、や、候、と、申、す、答、申、さ、ん、事、遅、か、ら、ず、よ、く、お、も  
 ひ、は、か、る、べ、し、と、あり、を、我、は、申、す、事、あり、か、バ、後、よ、ま、き、に、は、ト  
 此、上、は、と、て、つ、ひ、に、豫州の、許、に、文、つ、う、は、五、ひ、き、後、よ、ま、き、に、は、ト  
 め、藩邸より、大學頭、藤信、篤の、弟子、給、る、べ、し、と、仰、ら、れ、し、よ、信、篤、思、ふ、所、や  
 あり、け、む、参、ら、す、べ、き、弟子、候、は、ず、と、答、へ、申、たり、か、く、て、我、事、を、聞、召、及、は  
 れ、の、ち、長州の、は、か、ら、ひ、に、て、此、年、に、春、み、つ、う、ら、薦、め、し、所、の、人、を、信、篤  
 此、弟子、に、申、を、して、さ、く、後、に、我、を、め、す、べ、き、よ、は、い、ひ、お、う、せ、た、る、を、り  
 長州の、す、め、し、所、ハ、今、の、舟、橋、半、右、衛、門、より、其、時、は、吉、田、藤、八、郎、と、申、す、  
 も、と、は、京、の、仁、斎、と、か、い、ひ、し、の、弟子、を、召、出、さ、れ、き、此、時、に、大、學

頭の門人に申行はれき、されバ、儲副にた、せ、給、ひ  
 初に、此人ハ、近習にめ、く、は、へ、ら、れ、たり、を、り、同、ト、き、十五、日の、夜、長  
 州の、許、より、我、師、に、文、贈、り、て、明日、某、を、藩邸へ、参、ら、せ、ら、る、べ、し、と、あり、し  
 ければ、十六日、此、巳、時、は、あり、に、藩邸に、祇、候、す、戸、田、長、門、守、忠、利、津、田、外、記、小  
 出土、佐、守、有、雪、等、の、人、々、我、を、め、し、出、し、御、家人、た、る、べ、き、由、の、仰、を、ば、小  
 出、傳、へ、ら、れ、き、同、き、十八、日、は、ト、め、て、見、参、す、廿、二、日、初、て、大、學、の、書、を、進、講  
 一、ら、明、れ、ば、甲、戌、に、正月の、初、仰、下、され、は、これ、より、ま、き、四、書、を、講、せ、  
 め、ら、ま、し、事、凡、三、遍、小、學、近、思、録、等、の、書、各、一、遍、され、ど、り、ま、き、聖、人の、道、い  
 か、よ、り、事、を、明、ら、か、に、せ、す、これ、より、後、い、か、に、學、び、給、う、べ、き、う、は、か  
 ら、ひ、申、す、べ、し、との、御、事、也、その、對、へ、申、し、事、ども、その、大、要、ハ、い、ま、し、ん  
 此、聖、人、脩、己、治、人、の、道、四、子、の、書、を、備、れ、り、これ、を、躬、に、行、ひ、心、に、得、べ、き、事、  
 他、に、求、む、べ、う、ら、ず、ち、か、き、ども、聖、人の、大、經、大、法、その、詳、なる、事、を、あ、ら、し  
 め、され、ん、ハ、五、經、の、書、を、兼、學、ば、せ、給、ふ、べ、き、う、春、秋、猶、富、み、給、ふ、事、な、れ  
 ば、お、こ、ら、せ、給、ふ、事、な、ら、ん、に、ハ、其、功、の、終、ら、ん、と、遠、き、に、も、あ、る、べ、か



らずと申す。さらばまづ詩禮より始めらるべしとて、侍講のみの二人に日講の事を仰下されて、詩を進講すべき事ハ其に仰下さる。礼記ハ吉田めら。此時ハ我長女疱瘡をうれひて、二月朔日に至て死す。明卿す其疱瘡をうれふ。此等の事によりて、同き月十三日、始て詩經ハ講筵を開かる。此年十一月廿日に至て、某講ハ侍講事凡百六十二日にして功終りぬ。鳥獸等のごときハ、画師して画せしめ、かねてまゐらせしかば、此後書を以て進講すべき事を仰下され。また此事すて日ごとく講筵に臨まれしとて、餘暇猶おはしませ。三代より以下、歴世治乱興亡の事も、兼ね聞召れん事ハ、あるべきと仰下さる。仰下さる所、誠に斯道の大幸なり。さらば司馬氏資治通鑑、朱子通鑑綱目の間を以て、兼學ばせ給ふべき御事かと對へ申志しかば、通鑑綱目ハ書を兼學ばるべし。某まて進講すべき由を仰下さる。明れば乙亥の年正月廿四日、書經の講筵を開かれ。同き廿八日、通鑑綱目の講筵を開る。此年書を講ずること凡七十

一日、十二月二十一日に至りて功就る。此のち某に春秋を講ずべき由を仰せ下さる。この年また禮記の功終らせ給ひしあは、周易を講ぜしめらるべしと聞ゆ。丙子ハ年正月廿六日、春秋の講筵を開かれ、左氏公羊、穀梁胡氏等の四傳をあはせ講ぜしめらる。通鑑綱目を兼講する事前のごとし、春秋ハ講ハ凡六年を経て、辛巳の年十二月十九日よ至り、講に侍る事凡百五十七日にして功終れり。これより後、通鑑綱目の講、年々におこたらせ給はず。其前編功終るよ及びて、かくれさせ給ひたりけり。つねに進講終りぬまづ、座を賜りて、後漢の故事等問けせ給ふ事もおはしませ。就中祖宗開闢の時ハ御事に至ては、特に御心を深くし給ひしほどに、書經の講終りし庚辰の年二月十一日よ、國初より此かゝるその封祿萬石以上の人々の事ども、進講の暇あらむをりしに、いかゞとあるしとて、まゝとせよかしなど仰られし。明けの年辛巳の正月十一日よ、その事を以て仰下さる。同き十四日に、まづ其書を撰ぶべき凡例を定めてまゐらす。

あつるべき由を仰下されしかはらきより諸家の事どもたらねきはめ  
 て、七月十一日に至て草を起し十月に至て稿を脱す。事ハ慶長五年に始  
 りて、延寶八年に至るまで、八十年の間、始封襲封及び廢除等、凡三百三十  
 七家。その書たる正編十卷、附録二卷、凡例目錄共一巻、通計十三卷を、分  
 ちて二十冊とす。自から淨書功終りぬれば、明の壬午の二月十九日に  
 進呈す。これよりまゝ書の名をば、御みづから撰び給ひて、藩翰譜とぞ題  
 せらる。此外仰よりて、二三冊ばかりの書ども撰呈せ  
 りて、詩を講ぜしめられしよと此かゝる年ごとに四書ならびに孝経周禮  
 儀禮等の書を兼講せしめられし事、御代ちろしめされし後、御使を奉  
 りて上洛し、また朝鮮の聘事を奉りしほどを除くの外、十九年此間、某講  
 筵に侍る事、凡一千二百九十九日あるを。某外、日講侍讀等の事を奉りし  
 もの三人たのしく、経筵に侍る事も、さかくぞ有るべき。されば、経史諸  
 子、書等、大かゝは残る所なくぞ通曉せさせ給ひたすけ。倭漢古今の

間、かく迄に學の道好ませ給ひし御事をば、いさゞ聞及ひし所はあら  
 ず。周易の日講功終りし後、大學衍義の書を講ぜしめらる。こ  
 乙亥の年、  
 秋の末、常に御側にさし置れて御覽じつべき倭漢の書、目、ちりま  
 りらすべき由、仰下されたり。我師は候ゆのと、あひはからひてこそ、申  
 すべけれと對へす。あらせりて、師たる人に問ひてのち、書目をまゐらせ  
 し。かば、それらの書ども、購求めてまゐらすべしとあり。さうゆしとゆ  
 め出して、倭漢の書百數十部を奉れり。十二月廿一日に、侍講の者二人を  
 めされて、倭漢の書二百部ばかりの書目、ちり出されて、おのしく賜ら  
 る。むとありし書目に、點してさあらすべしと仰下さる。これハ今ま、御側  
 に、開れし所のもの共なり。二人たかひに相譲りて、後、ひとり、の點せし所  
 三つか二つばうりに及べり。其その殘る所を見て、此等の書、某が家藏に  
 あるものも侍り。まゝ、近習人々、よわかち賜らん、に、皆、志、か、る、べき、もの、  
 ともなりと申て、我點せし所、あづか、る、十一部、は、過、す。おのしく、其望む所

綱書三つは  
一冊にして  
つらうに  
つらうに  
つらうに  
つらうに  
つらうに  
つらうに  
つらうに  
つらうに  
つらうに

に任せらるるより仰下され。其ハあばらくさうらふべしと仰下されて、  
年比御自愛の物をやり。汝の子息に相傳ふべしと仰下され。六経の書を下  
賜る。此時仰の事どもを傳へられしは、今の越前守藤原朝臣、いまだ  
装潢并に書匣鎖鑰等善終し、所、猶今も家にあるもれられり。  
今ひとりの賜りし所は、いくはどなくして、災火のためにことごとく焼  
うせしといふ。惜むべし。明ぬれば、丙子の年、正月の初に、宴を開きて、我師  
なる人に、かの特賜の書みせまぬらせしかば、序作りてたぶ。其一年をへ  
だつて、戊寅、九月二日、災火のために、我家もやけぬと聞召て、同九日に  
黄金五十兩を下し賜れり。これは假屋うつべきための料とす。まき由の仰なりき。此時御家人の中、災  
にかゝれる人々も多かる中にかゝる賜物ある事は、特恩に出し所なり  
き。されど此事をうらんにも、我のみひとり屋舎造り。什器作り出す事、か  
なふちトきにもあらず。たとへまゝ賜ひしところを以て、それらつくら  
む用に充たんにも、此所火災あばく行はれぬまば、又焼け失すること  
をあらむにハ此思も終にむるゝゝなりぬべし。いかさまにもはからふ

べき事こそあるべけれとおもひめぐらして、やがて彼賜物を以て新た  
に鎧一領を威さしむ。今の紺絲威の鎧同ト毛のかぶとに、鍔形うちし物  
これなり。これ死をもて、朝恩に報いせぬらせむ時、用ふべきがためなり。  
我後たらむものは、よくく此旨を存トて、此鎧と後に賜りし所の御太  
刀とをハ、嫡流の家に傳ふべき事なり。その、ち五年を隔て、元禄十六癸  
未、此年の十一月火災にわく。一時果してまた我屋舎等やけ失せしか  
ども、此鎧をば、常に身よ志たぐへしほどに、今も猶のこれり。我師をうし  
人ハ、はトめ火災にあひし、戊寅の年十二月廿三日の夜、不終り給ひより。  
遺言よよりて葬儀等の事をバ、はより申上りなす。これ元禄十一年の事にて、南紀の神原玄輔  
と、二人遺言によりて、葬儀等の事とりはかりたりき。  
毎年正月の初に、講筵を開かる、の儀あり、かねてより講章を奉らしめ  
給ひ。其日講訖りぬれば、時服二領を賜ハる事、つひにかはらす。此儀ハ、年  
事なれば、大雅の中、めでたき詩をばトめ、藩邸におはし、まゝより、御代  
撰びて、進講すること何とハ、多きき。

をあらせ給ふ後に至て、歳初に講筵を開かれのちに、月廿十五日を過て、日講初り。十二月の末にいたるまで、大故おはします事の外ハ、朔望はいふに及はず。四時佳節の日といへども、日講をこゝめられし御事はあらず。我身の病多くなりて、大暑大寒、堪ざる事を志ろしめさせしよ。後ハ、暑甚しき時にハ、日没りて後に参るべしと仰下されて、進講は夜に及ぶ。天寒き日には、進講は晝の間にして、御座と某との間ハ、大火爐を一つ設置かる。寒猶甚しきに至ては、特に大爐一つをめされて、某が座のうしろに置しめらる。我進講に當りし日ハ、雨雪あれば、必ず御使をはせられて、出仕の事をこゝめらさき。すべて講筵に臨ませ給ひし儀、春秋冬は、裏打たる御上下をめされ。夏ハ、すきたる御肩衣に、ひとへの御袴をめされて、常におはします御座をば下り給ひ、御座をさる事九尺許を隔て、某が座を設けらる。夏熱けれども、御扇をせらせ給はず。夜ふけ蚊多けれども、逐はせられし御事もあらず。いづれの比にかありけん。風の御心地お

は、まゝしてあまきりに御はなの漏りけるにこそ、ひそろし御側にむかはせ給ひ、御ふところの紙取出給ひて、拭はせ給ひてハ、こなたにむかはせ給ふ事あまきりにおはします事ありつれ。かくりしほどの事なれば、講に侍る事のや、もすんば、一時には餘りぬれど、その間御前のゆれあづかりし事どもおもひやるべし。また年ごとの春と秋とよハ、別館にわさらせ給ふ毎に、御供にさふらふべき由仰下され、必ず一所を黙下定められて、御使して酒菓を賜り、あるひはまゝ人々小詩など作らしめ給ふ事もありき。まゝ四時ともにおのゝ衣服の類賜り、年の終りにはおのゝ黄金白銀等を賜りて、其勞を慰められし事、年々よかはらざり。これらの事ども、御代あろしめされし後といへども、つひよあらたまらず。それの中、儲副に立せたまひし、明けの年ハ、春我にハ、特まいろゝのうつくしき絹ども賜はりて、妻子共にあたふべしと仰下され。その夏に至て、まゝ前よ同しきいとへのまきぬども賜り、またこれも妻子どもにあたふ

ペーとして折櫃に入りし御菓子をもだびくよ給りしが。此後ハこれも年々の例となりしによりて、前代の御代をつがれし後にもありし御代のごとくになりたるとき。此等の事は、我より外に其例なき事共ぞ、人々も申たまはけり。

我はドめ湯島に住みし比。癸未の年十一月廿二日の夜半過るほどに、地おびたゞしく震ひ。始て目さめぬれば、腰の物どもとりて起出るに、こゝかゝりの戸障子みな倒れぬ。妻子共のふしたる所にゆきて見ると、皆々起出たり。屋れうしろのかさは、高き岸乃下に近ければ、みなく引ぐして、東の大庭に出つ。地裂る事もあれとて、たふれし戸ども出さず。へて、其上よ居らしめ。やがて新しき衣にあらため、裏うちたる上下の上は道服きて、我は殿に参るなり。召供のもの二三人ばかり来れ、其餘ハ家よとゞまれしつひてはせ出つ。道よて息きれん事もあらめと思ひし。かば家は小船の大きなる浪にうごくつごとくなうちに入て、薬器たづ

ね出して、かさはらに置つ。衣改め着し時、の薬の事をば、うちわすれて、走せ出しとて、恥かき事に覺ゆれ。かくて走する程、神田の明神の東門比下に及びし比に、地中におびたゞしくあふ。くらのあき人れ家ハ皆々打あけて、おほくの人は小路にあつたり居しが、家れうち燈の見えしかは、火をさ出べけれ。燈うちけすべきものをと、呼はりてゆく。昌平橋のこなたよて、景衡の時に朝倉余我かたよ走せ来るに、ゆきあひて、あとの事よきにはあらひ給へと、ゆひすて、ゆく。橋を渡りて、南にゆきて、西よ折れて、おほく南せんとする所に、馬をたて、あるものを月の光りにみれば、藤枝若狭守なり。これは地の裂けて、水の湧出れば、其深き廣さのはかりがさまよかくてありしを、つゞけやゆの、どもとゆひて、一文餘りになを流る。水れ上をはねくえし、供たるものども同どくくえぬ。その水こそ、時足をうるほしければ、草履の重くなりてゆきがさまりしかば、あらためはきくばするほどに、神田橋れを

に至りぬれば地まごおひたいく震ふ。おほくの響を折るごとくまた  
 蚊のあつまりなくごとくなる音のきこゆるは家々れたあれて人のさ  
 けぶ聲なるべし。石垣の犬走り土崩れ塵起り空を蔽ふ。かくては橋も  
 落ちぬと思ひしに橋と臺との間三四尺許ぐづれしかば跳りこえて門  
 に入りしよ家々此腰板のけなれて大踏は横たはれるが長き帛の風に  
 翻りしかごとく。龍口よ至て遙に望しに藩邸に火起れり。それ光り  
 の高からぬは殿屋たあれて火出しやといひと覺束なくて心はさまた走  
 すれど足はたゞ一所にあつやうに覺ゆ。そより四五町がほとゆき  
 と思ふ比よ馬の足音はうしろのかよするをかくと見れば藤枝の馳  
 来るなり。我こそすでは来たれどゆく末の事はかりがとければ若狭守  
 殿とこを見まぬらすれ。あの火はありさま覺束なく侍るものかるとい  
 ひしうばざれば候来らせ給へ。馬上に候御ゆるしかうふらむといひ  
 走せゆく。やめて日比谷の門に至るよ番屋たあれ壓されて死するもの

のくろくげなる聲すなり。かしこよ又馬よりあをたちて居しものを見  
 るに藤枝なり。これは櫻門の瓦は南北の檐より地に落かさまりて山は  
 ごとくよなりたきばさえがとまふよれるをいざたせ給へといひ  
 て伴をひてその上をこえすぎて小門を出て見れば藩邸の北にあつ長  
 屋のたあれて火出しにて殿屋にハはもあよ隔りたきば胸ひらけし心  
 地す。藩邸の西北大門ひらけて遠侍のたあれし見ゆ。藤枝こそより入ら  
 むとす。某ハ常に西の掖門より参りぬればゆきとより入候はむといひ  
 てわかれぬ。かくて掖門より入りて見るに家々皆たあれたあきたれ  
 ば出たちてある人に路あきがりてゆくべからず。そこをすぎて常に参  
 る所に至りたれば其所もたあれて入べからず。藤枝まよそのほとりに  
 たゞすみ居しをこもをひて御納戸の口まよ所より入たり。そこか  
 らの天井落切、まよ所をすぎて。我は常に祇候する所よ参りしよ。今の  
 越前守詮房朝臣のこまよこの方に来るにゆきあひて御つかがもあらせ

給はぬ事を聞き、わづらふ時に候へば、推察し候といひすべく。常の御座所に参るに、その庇の内に、東の屋にたふれかゝりあり。近習れ人々は、南の庭上にたち居たり、上にはあそこの庭におはしませたりといふ。戸田小出、井上などのあとをもちも、こゝに入来る時ハ、庭上にたちぬれば、五十嵐といひし人に、いひ語らひく、今の十郎のわかき時の事御庇に敷れしたくみ十帖ばより、庭上におろして、皆々を其上に座せしむ。地震ふ事しきりなれば、座せしうしろの池に岸ぐられくして、平らなる池も狭くなれり。わづらひし程に、酒井左衛門尉忠真、仰をかうふれりとして、入来りて火を防ぐ。火熾りたるんには、御座を移さるべしなど聞ゆるに、御袴ばかりに、御道服めされて、常の御所北南面に出たくせ給ひ。其おきふくを御覽とて召す。御縁に参りしかば、地震の事つゞきに問はせ給ひて、後に奥に入らせ給ひぬ。夜も明けぬべき比に至て、おほやけに参り給はむと聞ゆ。其長門守の耳につき、地震ふ事をほしきりなるや。参らせ給はむ

事、いかにやとりひしに、我もまこそはおひへど、とぐめ申すべき事にあらず、といふほどに、出たくせ給ひつり。かくそかの火出しとて、ろくにゆき見て見るよ、たふれし家は壓れ死せしものどもを引出したるが、こゝろこにありし井泉とくく竭きて水をなけれど、火消すべきやうもあらず。此時御庭の池水を汲んといひしを今の曲淵下野守の、此水用ゆべき時ありといひて、ゆるさざりし、いかに思ひしにやおぼつりな程よ、いまの隠岐守藤詮衛の、我をいざなひて、兄の詮房朝臣の、家の庭に入りて、膳を薦む。よべ侍醫の坂本といひし人此、善慶と庭上に来りて、我を引のけて、袖より物出し、あたま湯にひたりたる飯を、茶碗よ盛しかりき。それを食のち程へしかば、飯うちくひ、酒うちのみて出。今の市正藤正直の家北前をすぐるに、よび入れて茶をあたくたり。かくせしほどに、帰らせ給ふと聞て、入らせ給ふべき所にゆきむかひて、むくへまゐらす。そとより、おとるたちと我と、四人うちつれて、いづこにやありけん、ほをきわた殿のある所を経て、常の御座の方にゆくに、作りあはせの

所に至る人々は草履を袖にしたれど、戸田ハその用意をいさみゆ。我はかゝる事もこそあれと思ひて。はじめ庭上に在り時をその草履を左右の袖にしたれど、取出てあたふ。あつらひしほどに、あたひびさまの所に  
 出させ給ひ。其をめぐりて、我いとけなき時に、上野の花見しものどもれむ  
 れるしを見しに似つるかかと仰られてあらはせ給ひぬ。とかくせしほ  
 ぞに、火も打消えぬ。日すでに午の半にもなりぬべき比。又出させ給ひて  
 其をめぐりて、参りしかば、妻子ども此事をのち此事聞えしにやと仰あり。  
 よべ参りし後に、こゝにのみまゝらひて、それらの事も承らずと申す。我  
 谷中の別業にゆく時に、人のをへたりしをめぐりて、居所は高き岸の  
 下にありしとこそ覺ゆれと仰らる。さん候と申す。いよゝゝ覺束なき事  
 也。かくては、地ふよゝ事數日をも経ぬ。ふよゝゝ初の事れとくならむに  
 は、あひかまへて来るべし。とくゝ家に帰るべしと仰下されし。か  
 ば、罷出て召供のものにたぐねあひて、よべのまゝにまゝらひし。よべと

とくゝ。けきとく家よのこまゝものどもれ、来り代りぬき、家よ帰りて、  
 物くひてまゝ参れりといふ。これによりて、妻子どももの事づゝがなかり  
 一事をあまぬ。心志づかに家に帰りぬれば、未の初にはすぎぬ。明けの日、  
 藩邸に参りしに、殿屋ことくゝかゝぶきたれば、東北馬場に、假屋うた  
 せ給ひておけし。地を修め塗らむ。ひぬれば、必ず火起りぬべし  
 とありしに、我ぬりごめのかゝぶく造はるけきと。壁の所々くづれ落し  
 あまゝ有れば、くづれしつち、水にひて、そのやぶきを修め塗らむ。  
 おもひ一事のごとくに、同き廿九日の夜に入て火起れり。資財ことくゝ  
 くぬりごめにまゝめし。かとありしに、地ふよゝ事やまぬ。ぬりごめたふ  
 れん事もけし。かからずまゝ修め塗りし所の土、いよゝゝ乾かず、火勢さ  
 かりにして、新舊の土此間ひらけなば、内に火入らむ事もはかりが  
 く。やぶてものはとりの地に坑鑿せて、賜りし所れ書ども、また手づあ  
 抄録せしものども。ぬりごめよりとり出して、かの坑中に入れ。墨六七



帖その上にあらべ置き、土厚くまうりかけて、家を出つ。くくかゝこにて、火のため、道を遮られて、火勢や、衰へ一時に。その焼けすぎ、あとの道を経て、家に帰りて見るに。かの書を埋み、坑に近き岸の上なる家のやけ落ちたる。火のうもど消ずどありける。あまりに水をそくぎて、火を打消して、やけたる家の柱など、そののけて見しに、其家の落ぬる時に、かの埋みし所の土をばうち散らして、上にかさねし、疊に焼うせ、下なる疊に火すでにつまみ程、帰り来りけるなり。ぬまごめは思ひしに似ず。たかれもせず、やけもうせず。さらばは、ため坑うがち、書をさめし事は、徒らに力を勞せしをけり、といひて、わらひぬ。

甲申の年十二月五日に、儲副に立せ給ふと聞て、馳せ賀し申さむため、龍口はほとりに及び一時程なく、西城に入らせ給ふべしとて、道ゆく人をとむ御歩行某が名を稱して、参るべき事あるがためなりといひしかば、参りたすへきて、ゆるぬ。藩邸に至ると、御迎の人々参りつとへり。濃

守吉保朝臣を始て、御供に候べき人々参れり詮房朝臣を尋ねしに、物くひておはすと聞て、其所に入りて賀し申す。やがてくひはく、坐をたされしを引とめて、凡

天下の御事におりては、其此年頃申志し所なれば、今は申すに及はず。只その申志し事共を忘れさせ給ふ事をうむむには、天下の幸甚にこそ候べけれ。と此一ことを申すべきために、馳参りて候也。此由を以てもら

し申させ給へといひて、たちわかれぬ。後にある人の申志し事をきくし、ましけん、詮房朝臣にむかはせ給ひ、我は、西城に入らむとせし時に、君美の馳参りていひし所をば、おすれもやす、我ハ日とてあす、事はなきものを、我は此のち家におこり居ぬ。廿日は、うりをすぎて、と仰られしとぞある人の参りて、むう一つかへ参らせし人々、そのほどこにつけつ、おのくめし出されぬ。我等が事のみ、いま仰下さる旨のあらざれば、此事を以て歎申す人ありと聞ゆ。我も其由を以て歎き申さむと思へ

ば、あしせ申すなりといふ。かく告あらせし人は、芝崎十郎右衛門あり、これハ村田十郎右衛門の、詮房朝臣の舎弟につきて、此事を申し、まむう藩邸におはし、ま志し時に、其所より事を執申されし人々の許に、わゆきて、此事を申旨ありしと聞えし故なれば

り年比つかへまぬらせし所の、かくおはしやすを見奉る事、これにすぎ  
し身の幸やあまらば。此ほあまら何事をうとむべき。我すた身不肖也  
といへども、さすがに今ハ藩邸の舊學也。禮を以て進退せん事、これみづ  
から重んずるがためにもあらず。いかんぞ人々のごとく、此等の事をも  
て申す事のあるべき。と思ひしかば、御芳志のほど謝するに詞を。され  
ど某が事において、存ずる所あれば、そまらの事を以て、申す事あるべ  
め、と答へぬ。わづかに一日をへだて、その月の廿六日、此夜、某等が  
事執申すべき由を仰かうありし人々ありと告来れり。此事藩邸に申志  
部といひし人より告来り、其状に見えし所、新井勘解由、村田七郎右衛門、  
芝崎十郎右衛門、吉田藤八郎、服部藤九郎、服部清助、上肥源四郎、此等七人  
をば、西丸御側衆支配あるべしといふ  
廿七日の申時、はかりに、詮房朝臣奉りて、西城へ参るべき由を仰下さる。  
やがて参りしに、仰をうけて、むあへみちびくべき人々出むく、参るべ  
きころに、ちびく。大門の外に、小人衆をつけおかれ、中口に案内す。

訂正  
傳へられし  
ハ傳へられ  
ぬとあるべ  
き所あり、

ば、藩邸の侍醫にてありし、山本玄長出むかへて、斗鷄の間にみ 戸田長門  
ちびきぬ、玄長は某が相識なるをあらしめされしゆをり。此三人は  
守忠利、小出土、佐守有雪、井上遠江、守正方等の人々出むかへり。某等が事  
を支配すべき由、仰あかくて、村田等の人々も参り後、此時芝崎と、服部清  
かうふれる所ありけん、詮房朝臣、小出と共に出来て、仰を傳へられし事終  
めされしやありけん、詮房朝臣、小出と共に出来て、仰を傳へられし事終  
りて、人々退出す。某はあつがほど、こゝにさあつらふべき由を仰下さる。  
これハ支配の人々仰かうふりし事、又此のち候すべき所等の事を仰  
下されしより、人々罷出し、あつにて、小出某が座に居よりて、これより後  
の御事共ハ、天下の安危にかつらせ給ふ所、我々が事ハ、かねてもあ  
給ひし事のごとく、もとより不学無術のともがら、たのむとらるは、そ  
このおはし申すのみなり、此事我申す迄もあらねど、心およぶ所なれば、  
聞え申すこと申さる、これハ詮房朝臣御前に参られしあつにて、たふひ  
とり申されし所也、此人いくほどもなく、不幸そのうち詮房朝臣より  
あつて、世をさりき、誠に惜むべき事をり。そのうち詮房朝臣より  
して、此ほどの御事ども。又年明けて、講筵開かるとき、事をと仰下され。ま  
た今よとして、後参るべきやうなどの事まで、仰下され。戌の時に至りて  
罷出つ。此のちハ中の口より入て、御臺廿九日に、元日大城拜賀の事等仰  
下さる。此事戸田より申来れり、其状に御明れば、乙酉の正月元日、大城に  
本丸寄合衆、比次に候べしと云々

拜賀す。同十一日に西城にて講筵を開かれ、そのうち日講に侍りし事も、  
 潜邸におはし、まゝし時にかけらさず。此年四月十一日に、村田十郎右衛門  
 加らふ、村田ハもと柳生ウ家臣なり、いさけをいおはし、比、太刀打  
 の事学ばせ給ふ時に、主の柳生ガ召供して参りしを、我めされし後に  
 よび、柳生ガ弟子まゝあらずべしと仰られしに、此人を参らせたる之、吉田  
 を召出されし事ハ、前にある志しごとく、戸田ガすゝめて、其門人多  
 が弟子ささるゝなり、大学頭ハ、當代の御師範を、どの事にて、其門人多  
 くは、近習にゆゑ、くは、られしに、よりて、戸田マ、吉田をすゝめ、  
 めに、村田を、は、送、奉、せ、し、今、の、代、こ、そ、ハ、あ、れ、彼、人、々、の、仰、か、う、ふ、り、  
 は、古、の、官、寺、比、職、掌、し、て、士、君、子、の、肩、こ、せ、さ、る、所、な、れ、ど、わ、か、き、人、々、  
 我、ま、ま、の、ま、り、事、の、其、を、礼、待、せ、さ、せ、給、ふ、御、心、な、る、を、  
 て、ま、り、か、り、し、も、う、と、く、な、り、し、も、す、く、な、ら、ず、わ、づ、か、に、十、日、を、へ、た、  
 一、案、内、さ、さ、て、眺、望、あ、ら、う、と、仰、下、さ、れ、ご、か、こ、見、は、し、り、市、正、直、  
 に、始、妻、子、共、に、與、へ、よ、と、色、々、の、帛、五、卷、を、賜、ふ、ご、れ、妻、子、共、に、物、賜、ふ、事、  
 の、始、な、り、き、此、時、に、こ、そ、此、は、ご、う、と、の、り、し、人、々、も、ま、り、来、り、賀、し、け、れ、又、  
 此、年、九、月、六、日、に、芝、崎、十、郎、右、衛、門、は、致、仕、し、た、ま、り、け、り、此、人、も、い、と、け、な、く、  
 七、旬、に、あ、り、ぬ、べ、し、馬、の、事、に、と、り、て、ハ、當、時、に、双、崎、さ、き、名、譽、あ、り、き、  
 即、お、は、し、ま、ち、し、時、より、戸、田、ガ、あ、れ、る、馬、の、り、に、長、崎、さ、き、  
 を、す、め、む、と、あ、ら、ひ、ひ、ま、り、芝、崎、ガ、事、を、申、事、ご、も、あ、り、  
 れ、ぬ、ま、り、て、打、過、給、ひ、ま、り、芝、崎、ハ、馬、を、く、乗、れ、天、性、我、倦、る、人、に、  
 て、ひ、た、ま、き、事、の、み、り、ひ、て、世、の、人、比、馬、の、事、あ、ら、ず、御、廐、の、預、り、  
 り、け、れ、に、く、し、と、思、ふ、の、な、き、に、あ、ら、ず、御、廐、の、預、り、

ふが申す事あり、を當時儲副につけ給ひ、伯耆守正武朝臣、も、ら、り、  
 誼訪部とあり、を、當時儲副につけ給ひ、伯耆守正武朝臣、も、ら、り、  
 たれ、バ、芝、崎、其、情、に、堪、ず、し、う、バ、戸、田、と、心、あ、は、せ、て、  
 ら、す、し、て、其、請、ふ、と、ら、を、ゆ、さ、れ、  
 に、ぞ、死、し、け、る、此、人、と、村、田、と、我、と、三、人、は、此、日、を、  
 比、に、此、人、の、か、ら、思、ひ、け、む、我、事、は、志、た、い、ひ、か、た、ら、ひ、  
 事、を、り、小、出、と、井、上、と、あ、ら、り、し、い、ふ、事、あ、り、や、か、て、  
 比、加、賜、り、し、事、あ、ら、り、故、な、り、初、潜、邸、に、お、は、し、  
 同、時、に、つ、け、ら、れ、  
 河、内、守、正、岑、朝、臣、は、  
 事、も、少、將、吉、保、朝、臣、に、む、す、ぼ、  
 前、に、あ、ら、り、と、  
 其、事、を、忘、る、べ、き、に、  
 よ、か、な、る、所、あ、り、て、お、も、  
 は、い、あ、り、と、世、の、事、を、精、練、  
 に、朝、より、と、く、参、り、つ、た、  
 り、又、此、人、に、つ、き、て、望、請、  
 事、を、ら、ら、し、を、ば、同、僚、の、  
 ら、の、事、は、我、ま、り、一、年、  
 け、り、い、う、さ、る、事、に、や、  
 誼訪部とあり、を、當時儲副につけ給ひ、伯耆守正武朝臣、も、ら、り、  
 たれ、バ、芝、崎、其、情、に、堪、ず、し、う、バ、戸、田、と、心、あ、は、せ、て、  
 ら、す、し、て、其、請、ふ、と、ら、を、ゆ、さ、れ、  
 に、ぞ、死、し、け、る、此、人、と、村、田、と、我、と、三、人、は、此、日、を、  
 比、に、此、人、の、か、ら、思、ひ、け、む、我、事、は、志、た、い、ひ、か、た、ら、ひ、  
 事、を、り、小、出、と、井、上、と、あ、ら、り、し、い、ふ、事、あ、り、や、か、て、  
 比、加、賜、り、し、事、あ、ら、り、故、な、り、初、潜、邸、に、お、は、し、  
 同、時、に、つ、け、ら、れ、  
 河、内、守、正、岑、朝、臣、は、  
 事、も、少、將、吉、保、朝、臣、に、む、す、ぼ、  
 前、に、あ、ら、り、と、  
 其、事、を、忘、る、べ、き、に、  
 よ、か、な、る、所、あ、り、て、お、も、  
 は、い、あ、り、と、世、の、事、を、精、練、  
 に、朝、より、と、く、参、り、つ、た、  
 り、又、此、人、に、つ、き、て、望、請、  
 事、を、ら、ら、し、を、ば、同、僚、の、  
 ら、の、事、は、我、ま、り、一、年、  
 け、り、い、う、さ、る、事、に、や、

に戸田は職とドめられしかど、様といひ、位といひ、其幸すくなくのらざる小  
 出が事今に至ては、潜邸の勞に報いられんほどの御事こそあらざるは、  
 けれど申志しに、此輩ハ前代の御恩淺からず、然るにむろ、潜邸にあり  
 て、二人共に常々前代の御政事をさみし申す事をのみ事とせり、其小禍  
 にかゝれるは其不幸よはあらざる、此一事をもて其人をあるべしと仰下  
 されより、ごららの事、あるすべし事共にハあらねど、我後たらむ人々、世  
 此中のありさま、よろしくわきま、あらん  
 事を思ひぬれば、其一二をこゝろに註しぬ

此年八月四日、某等が事奉るべき人をあらため命ぜらる。此日井上より  
 服部父子、土肥四人の事、若年寄衆の明けの年丁亥五月十九日、宅地并に  
 支配たるべき由を仰下さると云々

屋材家作るべき料として黄金二百兩を下し賜ふ。永井伊賀守尚平、犬久  
 子橋の外において、宅地三百五十坪を賜ふ由、此仰を傳へらる事、訖りな  
 ば、奥に参るべき由、仰下されしかば、参りて宅地賜ふ事を謝し申志しに、  
 濱邸にありし人々の家、こぼたれし時に、蜂屋源八郎の家を謝し置れし、  
 ば、そこに賜ふべき事を思召されし、故あり、今彼家を以て下し賜ふ也、  
 されど其家を賜ふ所の地に引移さん事、私のカに及ぶ事、引ければ、家引  
 移すべし料のため、黄金百兩を下し賜ふ由、詮房朝臣して仰下され、同月  
 三十日に至て、家造るべき用度たらずと聞し、及  
 げれし、おより、黄金百兩を下し賜りたすき

七月廿六日、新宅に移れりと聞し召れ、八月朔日に至て、出仕すべき所の  
 御門外事仰下さる。これ出仕の道、此程遠からん事をおぼしめされ、此月  
 て、紅葉山下、并に裏御門より出入すべき由なり

晦日、大城において散樂あり。これ家千代君御誕生御賀のためなり、若君  
 の御外叔父太田内記と某と二人参るべき由を仰蒙る。これよりさき、七月  
 事あり、此日の事は、永井大久保連署して仰を傳へらる、又兼てより大久  
 保仰を奉りて、その一族大久保左京して二人を誘引せしむ、これ二人共  
 是等の事はつきて、初参の儀なるが故、このち、十一月廿三  
 事につきて、此廻文に、太田と某と二人を以て、充所とせらる、十一月廿三  
 日、午後参るべき由を仰下さる、よべ地震し、此日午の時、雷は聲す、家を出  
 るに及びて、雪のふり下るがごとく、なるを見よに、白灰の下れるなり、西  
 南の方を望むに、黒き雲の起り、雷の光りあきなり、す、西城に参り着し  
 に及びては、白灰地を埋みて、草木もまた皆白くなりぬ、此日に大城に参  
 らせ給ひ、末の半に還らせ給ひき。此日吉保朝臣の男二人、やがて御前よ  
 参るに、天甚だ暗かりければ、燭を擧て講に侍る。戌の時、ばありに、灰下る  
 事はやみにしかど、或ハ地鳴り、或は地震ふ事は絶ず、廿五日に、まゝ天暗  
 くして、雷の震することく、なる聲し、夜に入りぬれば、灰また下る事甚し、  
 此日富士山に火出て焼ぬるによれ、といふ事ハ聞えたりき、これよを

此日吉保朝臣の男二人、やがて御前よ  
 参るに、天甚だ暗かりければ、燭を擧て講に侍る。戌の時、ばありに、灰下る  
 事はやみにしかど、或ハ地鳴り、或は地震ふ事は絶ず、廿五日に、まゝ天暗  
 くして、雷の震することく、なる聲し、夜に入りぬれば、灰また下る事甚し、  
 此日富士山に火出て焼ぬるによれ、といふ事ハ聞えたりき、これよを

のち、黒灰下る事やまらずして、十二月の初におよび。九日の夜に至て雪降りぬ。此ほど世の入咳嗽をうれへずとりよものありず、かくて年明ぬれば、戊子正月元日。大雨よのつねならず、閏正月七日。去年富士山のやけによりて、ほとりの國々此地理み、灰砂を除かすべき役を諸國に當らる。武相駿三州の地此ため也、百石の同廿一日。當十の大錢鑄らる事、地に黄金三兩を献ずべしとあり。仰下さる。三月の比に至て、地上白毛を生ずる所ありと聞えしが、いくほどなくして、我宅地にも此怪ある事を見たりき。此餘天變地妖の事どもやむ時なくして、此年も暮しかど、まのあかり見しにもあらぬ事共は、ここにあらざる。六月の半に至て、我家はほとりの町々を他所に引うつされ。飯田中たおほく此入々の宅地、かこあ、にうつさるべしと聞ゆ。これは城北に御所を作らるよよれりといふ。八月の半には、馬の毛まざる事を禁ぜらる、由を承りぬ。これより後ハ、人々の引せしも乗し、皆野にある馬を見るがごとくになりぬ。九月の末つがさには、かさねて

大錢通用の事仰下され。十月に至て、畜類の事どもあはれむべきこと、三條の制を出さる。かくるのちは、馬にのるべきほどの人々、馬引せしのみにて乗る事もあらず。又商人共は、大錢通行ふ事を難ざる由聞え、富めるも貧しきも、老少男女一人ものこらす。大錢用ふべき由の證狀を察らすべきこと、日々其催促あるをとりよほどに、年もくれて明れば己丑の正月元日にハ、去年よりの御不豫れ事によりて、儲副拜賀を請させ給ひたりき。七日には身病する事ありしほどに、出仕も及ばで家にありあり。十日の晝過ぎる比よ、なまよとなく人のゆきかふあり。おとのはやまが、心得ぬ事に思ひしに、日暮る程に、大喪れ御事つげ来りしこそ、誠に肝つづき事にてありけれ。

折たく柴の記上 畢

明治十四年七月十四日版權免許  
同 十四年七月二十日印刷第一版發行  
同 廿六年九月廿六日印刷第六版發行

上  
上卷定價金二十錢  
中卷定價金廿五錢  
下卷定價金廿五錢



著者故人新井白石相續人  
新井琴代理兼昌社總代

訂正者

發行者

印刷者

關東賣捌所

關西賣捌所

發行所

東京市淺草區北富坂町廿五番地

大槻修二

同 小石川區竹早町十三番地

鈴木弘恭

同 小石川區大門町廿五番地

青山清吉

同 神田區通新石町廿二番地

青山三七郎

同 京橋區南傳馬町二丁目

吉川半七

同 大坂市南區心齋橋南二丁目

松村九兵衛

同 東京市神田區通新石町廿五番地

青山堂支店



